希望者グループ保険

● 手ごろな保険料で充実した保障

相互扶助のしくみで運営されており、保険料がお手ごろです。

● 毎年見直しができ、手続きが簡単

ライフスタイルの変化に応じて、必要な保障を、毎年手軽に見直せます。

● 配当金で実質負担を軽減

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

過去3カ年の平均配当率「希望者グループ保険」（生命保険部分）

約 35 %

- この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。
- 配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
- 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- 記載の配当率は、2023年1月1日～2025年12月31日の3カ年の平均値です。

重　要

期間途中における内容変更（脱退等）は原則受付できませんので、お手続き漏れが無いように必ず内容をご確認ください。

『Web事故連絡・保険金請求システム』のご案内

～事故連絡・保険金請求をWebで手続きできるようになりました～

①Web事故連絡

〈対象制度〉希望者グループ保険　傷害給付・長期療養収入補償制度・短期休職補償制度

②Web保険金請求

〈対象制度〉希望者グループ保険　傷害給付

③アクセス方法

明治安田損害保険の公式ホームページまたは二次元コードよりアクセスしてください。

明治安田損保公式HP
https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/

「Web請求システム」TOP画面

ご注意

●【契約概要】・【注意喚起情報】はP9～15に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

※希望者グループ保険についてはP17・18をご覧ください。

申込締切日 | **2026年8月28日(金)**

責任開始期（加入日） | 商品ごとに異なります。「はじめに」のページをご覧ください。

［契約者］広島県高等学校生活協同組合

【制度内容、ご請求に関するお問い合わせ先】 **082-244-2311**

「希望者グループ保険」制度体系

			退職	継続最高(可能)保険年齢	満了時保険年齢
死亡・高度障害となった場合に備えて	残された家族の生活を長期にわたり支援します	1 希望者グループ保険 (配当金の還付あり)	万一の場合の生活費の保障	75歳	76歳
		2 長期継続コース	75歳まで同じ保険料率で継続可能	74歳	75歳
病気・ケガに備えて	入院・治療にともなう諸費用を支援します	3 希望者グループ保険(傷害給付)	ケガによる通院・入院・手術の保障	75歳	76歳
		4 医療保障保険 (配当金の還付あり)	継続した入院(2日以上)の保障	69歳	70歳
		5 医療費支援制度	先進医療などの保障	75歳	76歳
		6 総合医療給付	入院・手術など幅広い保障	69歳	70歳
特定疾病等に備えて	治療費を支援します	7 三大疾病給付	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたとき ※特約を付加することより、7大疾病および上皮内新生物も保障	75歳	76歳
就業不能に備えて	生活維持費を支援します	8 就業不能サポート制度 (配当金の還付あり)	病気やケガで働けない場合※1を保障	退職後は継続できません。	
		9 長期療養収入補償制度	長期休職の場合の所得補償		

※「長期継続コース」「希望者グループ保険(傷害給付)」「医療保障保険」「医療費支援制度」「総合医療給付」「三大疾病給付」「就業不能サポート制度」「長期療養収入補償制度」の加入は「希望者グループ保険」の加入が必要です。
※配偶者・こどもの加入はそれぞれの制度の本人加入が必要です。
※希望者グループ保険(傷害給付)は希望者グループ保険(生命保険部分)とセットでの加入が必要です。
※「総合医療給付」は医療保障保険とセットかつ同額での加入が必要です。
※「希望者グループ保険」「医療保障保険」「総合医療給付」「医療費支援制度」「三大疾病給付」「傷害給付」の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※「長期継続コース」の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。
更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。
※1　自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態

退職後の取扱い

●組合員本人・配偶者について、退職日まで加入されている制度について、継続加入することができます。なお、退職後の新規加入・増額はできません。
●継続加入にあたっては、組合員本人の「希望者グループ保険」への継続加入が必要です。
●配偶者が継続できる制度は、組合員が加入している制度に限定されます。

1 はじめに

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容については、各商品のページをご確認ください。

	商品の名称	商品の特長	ご加入いただける方 本人	ご加入いただける方 配偶者	ご加入いただける方 こども	掲載ページ
万一の備え	**希望者グループ保険** 年金払特約付半年払保険料併用特約付傷害特約付こども特約付こども傷害特約付団体定期保険【生命保険】 **責任開始期(加入日)：2027年1月1日(金)**	●死亡、所定の高度障害を保障します。 ●保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。 ●配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)	ご加入いただける方についてはP28「加入資格」をご覧ください。			P.19
ケガへの備え	**希望者グループ保険　傷害給付** 熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】 **責任開始期(加入日)：2027年1月1日(金)**	●急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。	当生協の組合員(継続組合員、私学を除く)で、15歳6カ月を超え、65歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方)注● ※希望者グループ保険(生命保険部分)への加入が条件です。	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方)注●	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方注★・注●	P.31
			[年齢は2027年1月1日現在の満年齢です。]			
重い病気への備え	**三大疾病給付** 7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】 **責任開始期(加入日)：2027年2月1日(月)**	●7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。 ※特約の付加により保障内容が異なります。 ●余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)	当生協の組合員(継続組合員、私学を除く)で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方) ※希望者グループ保険(生命保険部分)への加入が条件です。	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)	P.33
			[年齢は2027年2月1日現在の満年齢です。　配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]			
病気・ケガへの備え	**医療保障保険・総合医療給付** **医療保障保険** 短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】 **責任開始期(加入日)：2027年1月1日(金)**	<医療保障保険> ●病気やケガによる入院を保障します。 ●配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)	当生協の組合員(継続組合員、私学を除く)で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方) ※希望者グループ保険(生命保険部分)への加入が条件です。	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	22歳6カ月までの方注☆	P.41
			[年齢は2027年1月1日現在の満年齢です。　配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]			
三大疾病・介護等への備え	**総合医療給付** 医療保険【損害保険】 **責任開始期(加入日)：2027年1月1日(金)** 親介護特約はP8をご確認ください。	<総合医療給付> ●病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保障します。 ●三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病の場合、上乗せして保障します。 ●所定の要介護状態になった場合、一時金を給付します。	当生協の組合員(継続組合員、私学を除く)で、15歳6カ月を超え、65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方) ※医療保障保険への加入が条件です。	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)	P.42
			[年齢は2027年1月1日現在の満年齢です。　配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]			

注★☆●は7ページをご確認ください。

はじめに
契約概要
注意喚起情報
契約概要・注意喚起情報(希望者グループ保険)
希望者グループ保険
希望者グループ保険　傷害給付
三大疾病給付
医療保障保険・総合医療給付
医療費支援制度
就業不能サポート制度
長期療養収入補償制度
短期休職補償制度
長期継続コース
ご注意いただきたいこと
退職後のお取り扱いについて

次ページに続く

	商品の名称	商品の特長	ご加入いただける方 本　人	ご加入いただける方 配偶者	ご加入いただける方 こども	掲載ページ
病気・ケガへの備え	**医療費支援制度** 家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】 **責任開始期（加入日）：2027年1月1日(金)**	●病気・ケガで１日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。	当生協の組合員（継続組合員、私学を除く）で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は75歳6カ月までの方） ※希望者グループ保険（生命保険部分）への加入が条件です。	満18歳以上65歳6カ月までの方（継続は75歳6カ月までの方）	22歳6カ月までの方注☆	P.45
			［年齢は2027年1月1日現在の満年齢です。　配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。］			
就業不能への備え	**就業不能サポート制度** 特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】 **責任開始期（加入日）：2027年1月1日(金)**	●病気やケガで働けない場合（就業不能状態）を保障します。 ●入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保障します。	当生協の組合員（継続組合員、私学を除く）で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方 ※希望者グループ保険（生命保険部分）への加入が条件です。	（ご加入いただけません）	（ご加入いただけません）	P.47
			［年齢は2027年1月1日現在の満年齢です。］			
長期休職への備え	**長期療養収入補償制度** 団体長期障害所得補償保険【損害保険】 **責任開始期（加入日）：2027年1月1日(金)**	●病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。 ●入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。	当生協の組合員（継続組合員、私学を除く）で、15歳6カ月を超え64歳以下の方 ※希望者グループ保険（生命保険部分）への加入が条件です。	（ご加入いただけません）	（ご加入いただけません）	P.51
			［年齢は2027年1月1日現在の満年齢です。］			
休職への備え	**短期休職補償制度** 天災補償特約付所得補償保険【損害保険】 **責任開始期（加入日）：2027年1月1日(金)**	●病気やケガによる療養時の所得を補償します。 ●入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。 ●保険期間中に就業不能が発生しなかった場合、保険料の20％を返れいします。	当生協の組合員（継続組合員、私学を除く）で、15歳6カ月を超え64歳以下の方 ※希望者グループ保険（生命保険部分）への加入が条件です。	（ご加入いただけません）	（ご加入いただけません）	P.53
			［年齢は2027年1月1日現在の満年齢です。］			

注☆は7ページをご確認ください。

はじめに
契約概要
注意喚起情報
契約概要・注意喚起情報（希望者グループ保険）
希望者グループ保険
希望者グループ保険　傷害給付
三大疾病給付
医療保障保険・総合医療給付
医療費支援制度
就業不能サポート制度
長期療養収入補償制度
短期休職補償制度
長期継続コース
ご注意いただきたいこと
退職後のお取り扱いについて

次ページに続く

	商品の名称	商品の特長
万一の備え	**長期継続コース** リビング・ニーズ特約付、代理請求特約［Y］付集団扱無配当定期保険（Ⅱ型）【生命保険】 **責任開始期（加入日）：2027年2月1日(月)**	●死亡、所定の高度障害を保障します。 ●退職後も保障を継続できます。 ●余命6カ月以内と判断されるときに保険金の前払請求が可能です。（リビング・ニーズ特約）

ご加入いただける方

本　人	配偶者	こども
当生協の組合員（継続組合員、私学を除く）で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方 ※希望者グループ保険（生命保険部分）への加入が条件です。	満18歳以上65歳6カ月までの方	（ご加入いただけません）

［年齢は2027年2月1日現在の満年齢です。　配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。］

掲載ページ P.55

その他ご加入にあたっての注意事項

●配偶者・こどもについては、本人の加入が条件です。（配偶者・こどものみの加入はできません。）
●本人が脱退した場合には、配偶者・こどもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・こどもは同時に脱退となります。
●こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同内容にて加入となります。
●医療保障保険・総合医療給付<総合医療給付>のみのご加入はできません。医療保障保険・総合医療給付<医療保障保険>と同額にてご加入ください。
●親介護特約（医療保障保険・総合医療給付＜総合医療給付＞）について、親のみのご加入はできません。本人の親は本人の医療保障保険・総合医療給付＜総合医療給付＞とセットで、配偶者の親は配偶者の医療保障保険・総合医療給付＜総合医療給付＞とセットでご加入ください。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。
注☆：こどもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

医療保障保険・総合医療給付<総合医療給付>	本人・配偶者の親
親介護特約	本人および配偶者の戸籍上の実父母（養父母を除く）で29歳6カ月を超え、80歳6カ月までの方

［年齢は2027年1月1日現在の満年齢です。］

親介護特約の場合、加入資格のある親の申込日（告知日）現在の健康状態を必ずご確認のうえで告知内容をお確かめください。親と同居されていない場合、親ならびに同居されているご家族に直接お電話などでご確認ください。あわせて、「告知の大切さに関するご案内について」（P.76）をご参照ください。

ご注意

ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.12

告知内容に関して保険金のお支払い、契約のご継続等の判断をいたしかねるときには、お客さまや医療機関等に照会させていただく場合がございますので、告知内容について必ずご確認ください。告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

はじめに
契約概要
注意喚起情報
契約概要・注意喚起情報（希望者グループ保険）
希望者グループ保険
希望者グループ保険　傷害給付
三大疾病給付
医療保障保険・総合医療給付
医療費支援制度
就業不能サポート制度
長期療養収入補償制度
短期休職補償制度
長期継続コース
ご注意いただきたいこと
退職後のお取り扱いについて

2 契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。
ここでは希望者グループ保険　傷害給付・医療保障保険・総合医療給付<医療保障保険>・医療費支援制度・就業不能サポート制度・医療保障保険・総合医療給付<総合医療給付>・三大疾病給付・長期継続コース・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度について記載しております。
希望者グループ保険についてはP.17・18をご覧ください。

1 商品の仕組み

●この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
●加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。
●長期継続コースについては、ご加入者が一定年齢になられるまで継続してご加入いただくことが可能です。
●その他の商品については、保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。
また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

2 主な保障の内容（保険金や給付金をお支払いする主な場合）と保険料

主な保障内容

●保障内容（保険金額・給付金額、付加された特約）は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

希望者グループ保険　傷害給付	P.31	三大疾病給付	P.33	医療保障保険・総合医療給付<医療保障保険>	P.41
医療保障保険・総合医療給付<総合医療給付>	P.42	医療費支援制度	P.45	就業不能サポート制度	P.47
長期療養収入補償制度	P.51	短期休職補償制度	P.53	長期継続コース	P.55

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

●毎月の給与から控除します。（初回は1月分賃金より）
ボーナス時掛金（希望者グループ保険）については、年2回の賞与（12月と6月）より控除します。（初回のボーナス時掛金は12月分賞与より控除します。）

3 配当金

●配当金の対象となる商品（下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。）

医療保障保険・総合医療給付<医療保障保険>　就業不能サポート制度

医療保障保険・総合医療給付<医療保障保険>・就業不能サポート制度は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

●この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。ただし、長期継続コースについては、保険期間中に脱退（解約）された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

5 引受保険会社

（事務幹事）　明治安田生命保険相互会社　本社：東京都千代田区丸の内2－1－1
明治安田損害保険株式会社　本社：東京都千代田区神田司町2－11－1

［医療保障保険・総合医療給付<医療保障保険>］［医療費支援制度］［就業不能サポート制度］［三大疾病給付］［長期継続コース］

明治安田生命保険相互会社

［希望者グループ保険　傷害給付］［医療保障保険・総合医療給付<総合医療給付>］［短期休職補償制度］［長期療養収入補償制度］

明治安田損害保険株式会社

3 注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。
ここでは希望者グループ保険　傷害給付・医療保障保険・総合医療給付<医療保障保険>・医療費支援制度・就業不能サポート制度・医療保障保険・総合医療給付<総合医療給付>・三大疾病給付・長期継続コース・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度について記載しております。
希望者グループ保険についてはP.17・18をご覧ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

●保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、
お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例　約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

●障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
●責任開始期（加入日）前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金（保険金）の事例　責任開始期（加入日）前の発病・ケガにより入院した場合

●責任開始期（加入日）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金（保険金）をお支払いできません。

特定疾病保険金の事例　生まれて初めての「がん」でないとき

●責任開始期（加入日）前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物（がん）」の条件には、「責任開始期（加入日）前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期（加入日）以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期（加入日）前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
※責任開始期（加入日）前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。

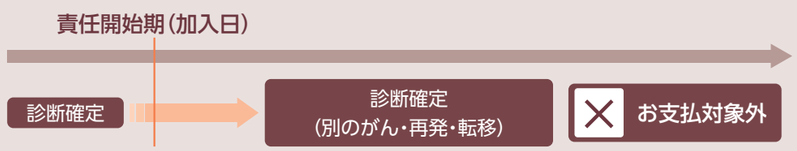

解除・免責　告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

●約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
・責任開始期（加入日）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき　など
保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P.60

補償の重複について（損害保険）
●既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。P.74

2 告知内容について

●現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
●申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
●正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.3をご参照ください。

【医療保障保険・総合医療給付<医療保障保険>・医療費支援制度・就業不能サポート制度・医療保障保険・総合医療給付<総合医療給付>・三大疾病給付・長期継続コース・長期療養収入補償制度】
STEP1・2へお進みください。
【短期休職補償制度】
STEP1・2へお進みください。なお、職業・職務に関する告知もありますので、申込書でご確認ください。
【希望者グループ保険　傷害給付】
就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP 1 まずは「申込日（告知日）現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本　人

現在の就業状態
●病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
㊟「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・こども・[本人・配偶者の親]

現在の健康状態
●医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
㊟①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

次ページに続く

STEP 2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・こども

長期継続コース	三大疾病給付 ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約	医療保障保険・総合医療給付<医療保障保険> 医療費支援制度 就業不能サポート制度 医療保障保険・総合医療給付<総合医療給付> 短期休職補償制度	長期療養収入補償制度
過去12カ月以内の健康状態 ●申込日（告知日）より起算して過去12カ月以内に、**別表❶**記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。	**過去3カ月以内の健康状態** ●申込日（告知日）より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。 ㊟検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。		
	過去5年以内の健康状態 ●申込日（告知日）より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは**別表❶**記載の病気により、連続して7日以上の入院をしたことはありません。 ●三大疾病給付の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。 **現在までの健康状態** ●申込日（告知日）現在までに、悪性新生物（がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます）または上皮内新生物（上皮内がん）と診断されたことはありません。	**過去2年以内の健康状態** ●申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 ㊟①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。	

本人・配偶者の親

	親介護特約
現在までの健康状態	●公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。
過去5年以内の健康状態	●申込日（告知日）より起算して過去5年以内に、**別表❷**記載の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。㊟「治療」には指示・指導を含みます。 ●申込日（告知日）より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。

別表❶	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
別表❷	心筋こうそく、脳卒中（脳出血、脳こうそく、くも膜下出血）、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋委縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

<医療保障保険・総合医療給付<医療保障保険>・医療費支援制度・就業不能サポート制度・三大疾病給付・長期継続コースの場合>

●企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み（新規加入・増額）ください。

<三大疾病給付・長期継続コースの場合>

●引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社　団体保険ご照会窓口　0120-661-320

受付時間：平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9:00～17:00

3 責任開始期（加入日）について

●お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期（加入日）といい、下記のとおり、責任開始期（加入日）は申込日（申込書を記入・提出した日）とは異なります。

●なお、この保険の責任開始期（加入日）は、「はじめに」に記載しています。

●高度障害保険金、給付金等は、責任開始期（加入日）以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた（入院をされた）ときにお支払いします。責任開始期（加入日）前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

新規加入したとき

既に加入している保障額を増やしたとき（増額したとき）

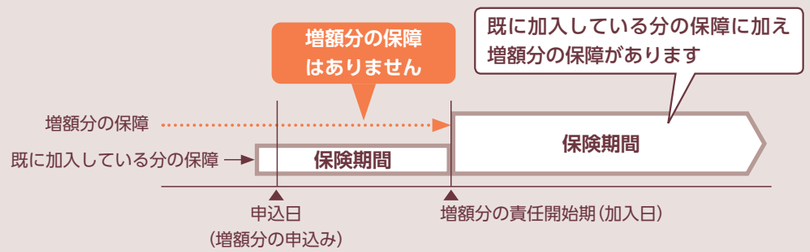

<医療保障保険・総合医療給付<医療保障保険>・医療費支援制度・就業不能サポート制度・三大疾病給付・長期継続コースの場合>

●ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合に、「はじめに」に記載の責任開始期（加入日）からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

次ページに続く

4 保険金・給付金の請求について

●保険金・給付金などのご請求は、団体（契約者）経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
●保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
●被保険者の遺言により死亡保険金（給付金）受取人を変更することはできません。
●死亡保険金（給付金）受取人の変更は、契約者を経由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金（給付金）をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金（給付金）をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）

●この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日）前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

●指定紛争解決機関
- この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会（生命保険）・一般社団法人日本損害保険協会（損害保険）です。

●生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（生命保険）・損害保険契約者保護機構（損害保険）に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。P.77

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。P.14

4 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

希望者グループ保険（年金払特約付半年払保険料併用特約付傷害特約付こども特約付こども傷害特約付団体定期保険）

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入・増額）ください。

契約概要【ご契約内容】

❶ 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

❷ 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容保険料	支払事由
希望者グループ保険	P28	P19	P19	P28

❸ 配当金

希望者グループ保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

❹ 脱退による返戻金

希望者グループ保険は、脱退（解約）による返戻金はありません。

❺ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2－1－1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

❶ お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日＊）前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

❷ 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

❸ 責任開始期（加入日＊）

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期（加入日＊）といいます。次の図のとおり、責任開始期（加入日＊）は申込日・告知日（申込書兼告知書を記入・提出した日）とは異なります。

新規加入の例

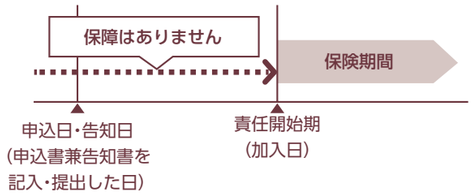

■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

❹ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期（加入日＊）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例

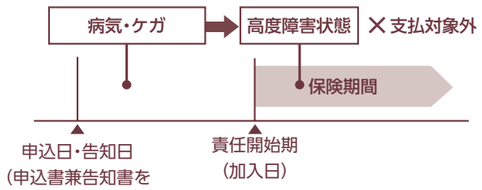

■責任開始期（加入日＊）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

希望者グループ保険 P29

❺ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。
（ホームページ https://www.seihohogo.jp/）

❻ ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

- 本パンフレット記載の団体窓口
- 明治安田生命保険相互会社
  中国・四国公法人部　法人営業部
  ご照会窓口　082－247－6987
  受付時間　平日（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）9：00～17：00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120－661－320
受付時間　平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00～17：00

■この制度に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページ https://www.seiho.or.jp/）

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

❼ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

5 希望者グループ保険

「希望者グループ保険」と「傷害給付」はセットでご加入が条件となります。

意向確認 ご加入前のご確認

希望者グループ保険は、以下の保障（補償）の確保を主な目的とする生命保険、損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

保険期間　2027年1月1日（金）～2027年12月31日（金）

加入対象者　本人　配偶者　こども

制度の特長

- **死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を（一時金または年金形式で）お支払いします。**（生命保険部分）
- **１年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。**（生命保険部分）

保障内容

本人																	
申込コース	希望者グループ保険（生命保険部分）																
	死亡・高度障害のとき													不慮の事故の場合			遺児育英年金制度
	月額給付							ボーナス給付(年2回)						災害時上乗せ給付			
	全額一時金で受取った場合	年金形式で受取った場合（分割受取）						全額一時金で受取った場合	年金形式で受取った場合（分割受取）					不慮の事故による死亡、特定感染症による死亡【災害保険金】	不慮の事故による高度障害【障害給付金（給付割合表第1級）】	不慮の事故による身体障害（程度により）【障害給付金（給付割合表第2級～第6級）】	こども加入可能人数
	年金原資【死亡・高度障害保険金】	一時金	受取期間	年金月額 初年度	年金月額 全期間平均	年金月額 最終年度	分割受取総額	年金原資【死亡・高度障害保険金】	受取期間	年金月額 初年度	年金月額 全期間平均	年金月額 最終年度	分割受取総額				
	（万円）	（万円）	（年）	（約 万円）	（約 万円）	（約 万円）	（約 万円）	（万円）	（年）	（約 万円）	（約 万円）	（約 万円）	（約 万円）	（万円）	（万円）	（万円）	（人）
S1	5,000	200	30	10.7	15.4	20.1	5,758	1,000	20	21.3	27.3	33.4	1,094	100	100	10～70	0
A1	4,000		25	10.4	14.2	18.0	4,476	700	15	20.5	24.8	29.1	745				1
C1	3,600		20	12.0	15.5	18.9	3,922	400	10	18.2	20.7	23.2	414				2
C2	3,600		20	12.0	15.5	18.9	3,922	750	15	22.0	26.6	31.2	799				1
D1	3,250		20	10.8	13.9	16.9	3,539	750	15	22.0	26.6	31.2	799				2
D2	3,250		20	10.8	13.9	16.9	3,539	1,300	20	27.6	35.5	43.4	1,423				1
E1	2,600		15	11.7	14.2	16.6	2,756	750	15	22.0	26.6	31.2	799				2
F1	1,850		10	12.5	14.2	15.9	1,911	750	10	34.2	38.9	43.5	778				3
G1	1,200		10	7.6	8.6	9.6	1,237	750	10	34.2	38.9	43.5	778				4
H1	500		5	4.7	5.0	5.3	503	300	5	28.6	30.3	32.0	303				5
S	5,000		30	10.7	15.4	20.1	5,758	-	-	-	-	-	-				1
A	4,000		25	10.4	14.2	18.0	4,476	-	-	-	-	-	-				2
B	4,000		15	18.5	22.4	26.3	4,248	-	-	-	-	-	-				2
C	3,600		20	12.0	15.5	18.9	3,922	-	-	-	-	-	-				2
D	3,250		20	10.8	13.9	16.9	3,539	-	-	-	-	-	-				2
E	2,600		15	11.7	14.2	16.6	2,756	-	-	-	-	-	-				3
F	1,850		10	12.5	14.2	15.9	1,911	-	-	-	-	-	-				4
G	1,200		10	7.6	8.6	9.6	1,237	-	-	-	-	-	-				4
H	500		5	4.7	5.0	5.3	503	-	-	-	-	-	-				5
I	200	一時金受取						-	-	-	-	-	-				5
Z	100	一時金受取						-	-	-	-	-	-				5

次ページに続く

配偶者

申込金額	希望者グループ保険(生命保険部分)									
	死亡・高度障害のとき							不慮の事故の場合		
	月額給付							災害時上乗せ給付		
	全額一時金で受取った場合	年金形式で受取った場合(分割受取)						不慮の事故による死亡、特定感染症による死亡【災害保険金】	不慮の事故による高度障害【障害給付金(給付割合表第1級)】	不慮の事故による身体障害(程度により)【障害給付金(給付割合表第2級～第6級)】
	年金原資【死亡・高度障害保険金】	一時金	受取期間	年金月額 初年度	年金月額 全期間平均	年金月額 最終年度	分割受取総額			
(万円)	(万円)	(万円)	(年)	(約 万円)	(約 万円)	(約 万円)	(約 万円)	(万円)	(万円)	(万円)
2,000	2,000	200	20	6.3	8.2	10.0	2,170	100	100	10～70
1,500	1,500		15	6.3	7.6	9.0	1,585			
1,000	1,000		10	6.0	6.9	7.7	1,029			
800	800		10	4.5	5.1	5.8	822			
500	500		5	4.7	5.0	5.3	503			
200	200	一時金受取								
100	100	一時金受取								

こども

申込金額	希望者グループ保険(生命保険部分)									
	死亡・高度障害のとき							不慮の事故の場合		
	月額給付							災害時上乗せ給付		
	全額一時金で受取った場合	年金形式で受取った場合(分割受取)						不慮の事故による死亡、特定感染症による死亡【災害保険金】	不慮の事故による高度障害【障害給付金(給付割合表第1級)】	不慮の事故による身体障害(程度により)【障害給付金(給付割合表第2級～第6級)】
	年金原資【死亡・高度障害保険金】	一時金	受取期間	年金月額 初年度	年金月額 全期間平均	年金月額 最終年度	分割受取総額			
(万円)	(万円)	(万円)	(年)	(約 万円)	(約 万円)	(約 万円)	(約 万円)	(万円)	(万円)	(万円)
400	400	一時金受取のみ						100	100	10～70
200	200	一時金受取のみ								

(生命保険部分)
※本人の保険金額によってこどもの人数・保険金額に制限があります。
※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率)で計算しています。
　実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
※ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
※60歳以上の組合員の退職後継続はH・I・Zコースのみ可能です。

年金払特約

1．年金の種類と型
　●年金支払期間は、支払請求時に2年以上30年以内で選択いただきます。(逓増型確定年金です。逓増率単利３％)
　●基本年金額は毎年逓増します。
2．配当金
　●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3．年金受取人
　●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
　●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
4．年金のお支払い
　●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
　●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
　●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
5．年金払の対象となる保険金
　●団体定期保険の主契約保険金・災害保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

次ページに続く

「遺児育英年金制度」もぜひご検討ください！

遺児育英年金制度とは？？

希望者グループ保険に加えて、受取人をお子さまとし、お子さまの教育資金を補完できる「遺児育英年金制度」に加入できるようになりました。お子さまがいらっしゃる方は、必ずご確認ください。

幼稚園から大学卒業まで公立の学校の場合の学校教育費

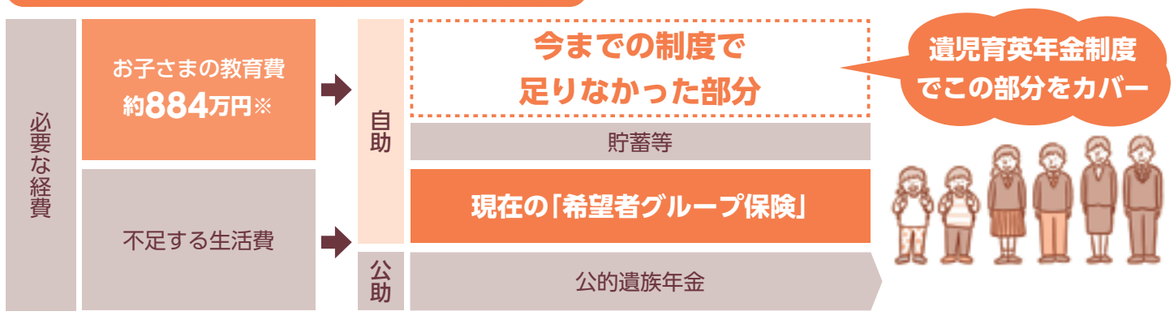

※出典：文部科学省「令和5年度子供の学習費調査結果のポイント」と日本政策金融公庫「令和3年度　教育費負担の実態調査結果」をもとに当社で作成
教育費は次の条件のもと算出しております。
①幼稚園から大学まで公立、高校は全日制、大学の公立は国公立（自宅）
②補助学習費は含まず（学校外活動費：学習塾や家庭教師、習い事等）
③高校・大学は入学金を含む

遺児育英年金制度の受取イメージ

3コースに加入の場合（年金原資（死亡・高度障害保険金）300万円）

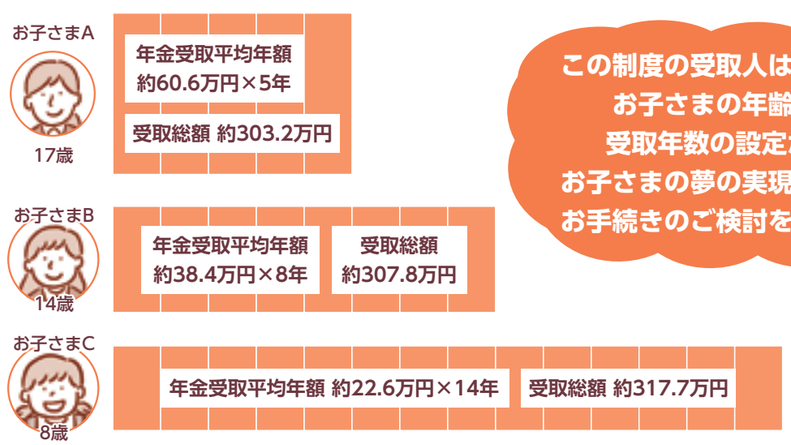

この制度の受取人はお子さまです！
お子さまの年齢に合わせた
受取年数の設定が可能です。
お子さまの夢の実現と進学のために
お手続きのご検討をお願いします！

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
※高度障害保険金の場合は本人に支払われます。

保障内容

申込コース	年金原資【死亡・高度障害保険金】（万円）	受取期間
2	200	こどもの年齢に応じて選択可
3	300	
5	500	
10	1,000	

こども年齢		0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～18歳	19～22歳
2コース	受取期間（例）	20年	17年	14年	11年	8年	5年	3年
年金原資（死亡・高度障害保険金）	平均年額	約 10.9万円	約 12.6万円	約 15.1万円	約 18.9万円	約 25.6万円	約 40.4万円	約 66.6万円
200万円	受取総額	約 218.9万円	約 215.4万円	約 211.8万円	約 208.4万円	約 205.2万円	約 202.1万円	約 200.0万円
3コース	受取期間（例）	20年	17年	14年	11年	8年	5年	3年
年金原資（死亡・高度障害保険金）	平均年額	約 16.4万円	約 19.0万円	約 22.6万円	約 28.4万円	約 38.4万円	約 60.6万円	約 100.0万円
300万円	受取総額	約 328.4万円	約 323.1万円	約 317.7万円	約 312.7万円	約 307.8万円	約 303.2万円	約 300.0万円
5コース	受取期間（例）	20年	17年	14年	11年	8年	5年	3年
年金原資（死亡・高度障害保険金）	平均年額	約 27.3万円	約 31.6万円	約 37.8万円	約 47.3万円	約 64.1万円	約 101.0万円	約 166.7万円
500万円	受取総額	約 547.4万円	約 538.5万円	約 529.5万円	約 521.1万円	約 513.1万円	約 505.3万円	約 500.1万円
10コース	受取期間（例）	20年	17年	14年	11年	8年	5年	3年
年金原資（死亡・高度障害保険金）	平均年額	約 54.7万円	約 63.3万円	約 75.6万円	約 94.7万円	約 128.2万円	約 202.1万円	約 333.4万円
1,000万円	受取総額	約 1,094.8万円	約 1,077.1万円	約 1,059.0万円	約 1,042.3万円	約 1,026.3万円	約 1,010.7万円	約 1,000.2万円

掛　金

年齢【保険年齢】	月額掛金							
	2コース（年金原資200万円）		3コース（年金原資300万円）		5コース（年金原資500万円）		10コース（年金原資1,000万円）	
	男　性	女　性	男　性	女　性	男　性	女　性	男　性	女　性
15～35歳	190円	122円	285円	183円	475円	305円	950円	610円
36～40歳	242円	204円	363円	306円	605円	510円	1,210円	1,020円
41～45歳	328円	250円	492円	375円	820円	625円	1,640円	1,250円
46～50歳	470円	354円	705円	531円	1,175円	885円	2,350円	1,770円
51～55歳	684円	478円	1,026円	717円	1,710円	1,195円	3,420円	2,390円
56～60歳	988円	606円	1,482円	909円	2,470円	1,515円	4,940円	3,030円
61～65歳	1,512円	804円	2,268円	1,206円	3,780円	2,010円	7,560円	4,020円

※期中の遺児育英年金制度のみの脱退は期中の減額（コース変更）となるためお取扱いできません。また、「希望者グループ保険」本人のみの脱退もお取扱いできません。「希望者グループ保険」本人脱退の場合は、遺児育英年金制度も脱退となります。
※遺児育英年金制度は本人が死亡した場合、死亡保険金（年金原資）を指定した受取人（こども）が年金形式で受取る制度です。
※遺児育英年金制度のみの加入はできません。「希望者グループ保険」本人とセットで加入してください。
※遺児育英年金制度は「希望者グループ保険」本人と同一の団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。
※死亡保険金受取人となるこどもは最大5人までです。

次ページに続く

掛金(希望者グループ保険　生命保険部分)

●掛金 (単位：円)

本　人									
申込コース	性別	希望者グループ保険(生命保険部分) 年齢【保険年齢】(生年月日)							
		16～35歳 (1991.7.2～2011.7.1)		36～40歳 (1986.7.2～1991.7.1)		41～45歳 (1981.7.2～1986.7.1)		46～50歳 (1976.7.2～1981.7.1)	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
S1	男性	5,000	5,700	6,300	7,260	8,450	9,840	12,000	14,100
	女性	3,300	3,660	5,350	6,120	6,500	7,500	9,100	10,620
A1	男性	4,050	3,990	5,090	5,082	6,810	6,888	9,650	9,870
	女性	2,690	2,562	4,330	4,284	5,250	5,250	7,330	7,434
C1	男性	3,670	2,280	4,606	2,904	6,154	3,936	8,710	5,640
	女性	2,446	1,464	3,922	2,448	4,750	3,000	6,622	4,248
C2	男性	3,670	4,275	4,606	5,445	6,154	7,380	8,710	10,575
	女性	2,446	2,745	3,922	4,590	4,750	5,625	6,622	7,965
D1	男性	3,338	4,275	4,183	5,445	5,580	7,380	7,888	10,575
	女性	2,233	2,745	3,565	4,590	4,313	5,625	6,003	7,965
D2	男性	3,338	7,410	4,183	9,438	5,580	12,792	7,888	18,330
	女性	2,233	4,758	3,565	7,956	4,313	9,750	6,003	13,806
E1	男性	2,720	4,275	3,396	5,445	4,514	7,380	6,360	10,575
	女性	1,836	2,745	2,902	4,590	3,500	5,625	4,852	7,965
F1	男性	2,008	4,275	2,489	5,445	3,284	7,380	4,598	10,575
	女性	1,379	2,745	2,137	4,590	2,563	5,625	3,525	7,965
G1	男性	1,390	4,275	1,702	5,445	2,218	7,380	3,070	10,575
	女性	982	2,745	1,474	4,590	1,750	5,625	2,374	7,965
H1	男性	725	1,710	855	2,178	1,070	2,952	1,425	4,230
	女性	555	1,098	760	1,836	875	2,250	1,135	3,186
S	男性	5,000	-	6,300	-	8,450	-	12,000	-
	女性	3,300	-	5,350	-	6,500	-	9,100	-
A	男性	4,050	-	5,090	-	6,810	-	9,650	-
	女性	2,690	-	4,330	-	5,250	-	7,330	-
B	男性	4,050	-	5,090	-	6,810	-	9,650	-
	女性	2,690	-	4,330	-	5,250	-	7,330	-
C	男性	3,670	-	4,606	-	6,154	-	8,710	-
	女性	2,446	-	3,922	-	4,750	-	6,622	-
D	男性	3,338	-	4,183	-	5,580	-	7,888	-
	女性	2,233	-	3,565	-	4,313	-	6,003	-
E	男性	2,720	-	3,396	-	4,514	-	6,360	-
	女性	1,836	-	2,902	-	3,500	-	4,852	-
F	男性	2,008	-	2,489	-	3,284	-	4,598	-
	女性	1,379	-	2,137	-	2,563	-	3,525	-
G	男性	1,390	-	1,702	-	2,218	-	3,070	-
	女性	982	-	1,474	-	1,750	-	2,374	-
H	男性	725	-	855	-	1,070	-	1,425	-
	女性	555	-	760	-	875	-	1,135	-
I	男性	440	-	492	-	578	-	720	-
	女性	372	-	454	-	500	-	604	-
Z	男性	345	-	371	-	414	-	485	-
	女性	311	-	352	-	375	-	427	-

本　人						
希望者グループ保険(生命保険部分) 年齢【保険年齢】(生年月日)						
51～55歳 (1971.7.2～1976.7.1)		56～60歳 (1966.7.2～1971.7.1)		61～65歳 (1961.7.2～1966.7.1)		
月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	
17,350	20,520	24,950	29,640	38,050	45,360	
12,200	14,340	15,400	18,180	20,350	24,120	
13,930	14,364	20,010	20,748	30,490	31,752	
9,810	10,038	12,370	12,726	16,330	16,884	
12,562	8,208	18,034	11,856	27,466	18,144	
8,854	5,736	11,158	7,272	14,722	9,648	
12,562	15,390	18,034	22,230	27,466	34,020	
8,854	10,755	11,158	13,635	14,722	18,090	
11,365	15,390	16,305	22,230	24,820	34,020	
8,018	10,755	10,098	13,635	13,315	18,090	
11,365	26,676	16,305	38,532	24,820	58,968	
8,018	18,642	10,098	23,634	13,315	31,356	
9,142	15,390	13,094	22,230	19,906	34,020	
6,464	10,755	8,128	13,635	10,702	18,090	
6,577	15,390	9,389	22,230	14,236	34,020	
4,672	10,755	5,856	13,635	7,687	18,090	
4,354	15,390	6,178	22,230	9,322	34,020	
3,118	10,755	3,886	13,635	5,074	18,090	
1,960	6,156	2,720	8,892	4,030	13,608	
1,445	4,302	1,765	5,454	2,260	7,236	
17,350	-	24,950	-	38,050	-	
12,200	-	15,400	-	20,350	-	
13,930	-	20,010	-	30,490	-	
9,810	-	12,370	-	16,330	-	
13,930	-	20,010	-	30,490	-	
9,810	-	12,370	-	16,330	-	
12,562	-	18,034	-	27,466	-	
8,854	-	11,158	-	14,722	-	
11,365	-	16,305	-	24,820	-	
8,018	-	10,098	-	13,315	-	
9,142	-	13,094	-	19,906	-	
6,464	-	8,128	-	10,702	-	
6,577	-	9,389	-	14,236	-	
4,672	-	5,856	-	7,687	-	
4,354	-	6,178	-	9,322	-	
3,118	-	3,886	-	5,074	-	
1,960	-	2,720	-	4,030	-	
1,445	-	1,765	-	2,260	-	
934	-	1,238	-	1,762	-	
728	-	856	-	1,054	-	
592	-	744	-	1,006	-	
489	-	553	-	652	-	

次ページに続く

●掛金 （単位：円）

配偶者								
申込金額	性別	希望者グループ保険（生命保険部分） 年齢【保険年齢】（生年月日）						
		18～35歳（1991.7.2～2009.7.1）	36～40歳（1986.7.2～1991.7.1）	41～45歳（1981.7.2～1986.7.1）	46～50歳（1976.7.2～1981.7.1）	51～55歳（1971.7.2～1976.7.1）	56～60歳（1966.7.2～1971.7.1）	61～65歳（1961.7.2～1966.7.1）
		月払	月払	月払	月払	月払	月払	月払
2,000万円	男性	1,950	2,470	3,330	4,750	6,890	9,930	15,170
	女性	1,270	2,090	2,550	3,590	4,830	6,110	8,090
1,500万円	男性	1,475	1,865	2,510	3,575	5,180	7,460	11,390
	女性	965	1,580	1,925	2,705	3,635	4,595	6,080
1,000万円	男性	1,000	1,260	1,690	2,400	3,470	4,990	7,610
	女性	660	1,070	1,300	1,820	2,440	3,080	4,070
800万円	男性	810	1,018	1,362	1,930	2,786	4,002	6,098
	女性	538	866	1,050	1,466	1,962	2,474	3,266
500万円	男性	525	655	870	1,225	1,760	2,520	3,830
	女性	355	560	675	935	1,245	1,565	2,060
200万円	男性	240	292	378	520	734	1,038	1,562
	女性	172	254	300	404	528	656	854
100万円	男性	145	171	214	285	392	544	806
	女性	111	152	175	227	289	353	452

こども		
申込金額	希望者グループ保険（生命保険部分）	
400万円	330	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳（2004.7.2～2024.7.1）
200万円	190	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳（2004.7.2～2024.7.1）

※掛金は、年齢・性別によって異なります。いずれか1種類を選んでください。
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝2027年1月１日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
※S～Zコースの方の掛金は月額部分だけの控除となります。
※上記の生命保険部分の本人月額掛金は制度運営費200円が含まれております。
※ボーナス時掛金は夏冬2回の賞与より控除します。（初回のボーナス時掛金は12月の賞与から控除します。）
※希望者グループ保険 傷害給付には配当金はありません。
※記載の年齢以外の方の掛金は引受会社までお問い合わせください。
※生命保険部分の掛金は概算掛金であって正規の掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合には初回に遡って精算いたします。
※希望者グループ保険 傷害給付の掛金は概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。
※配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
※ボーナス給付のみの加入はできません。
※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
※こどもを加入させるときは加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
※配偶者・こどもについては、主契約保険金額・災害関係保険金額・傷害給付それぞれについて本人と同額以下の保険金額でお申込みください。
※希望者グループ保険 傷害給付のみの加入はできません。希望者グループ保険（生命保険部分）とセットでご加入ください。
※半年単位の契約応当日から、次のボーナス払いの掛金が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払いの掛金が払い込まれたときに限り、半年払保険部分の保険金をお支払いします。
※配偶者およびこども特約、傷害特約、こども傷害特約の掛金は月払のみです。

お取り扱いについて

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

加入資格	本　人…当生協の組合員（継続組合員、私学を除く）で申込書記載の告知内容に該当し、2027年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方（継続の場合は満75歳6ヵ月までの方） 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2027年1月1日現在満18歳以上満65歳6ヵ月までの方（継続の場合は満75歳6ヵ月までの方） こども…本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します）で申込書記載の告知内容に該当し、2027年1月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方 **【告知内容】** **本人** 【現在の就業状態】 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 **配偶者・こども** 【現在の健康状態】 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 （注）①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。 **本人・配偶者・こども共通** 【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。 〈別表〉がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病 ※遺児育英年金制度ご加入に際しては、本人について告知ください。 ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。
保険期間	●1年間（2027年1月1日～2027年12月31日）で以後毎年1年ごとに更新します。 ●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、掛金の払込が条件となります。
掛金	●毎月の給与から控除します。（初回は1月分賃金より）ボーナス時掛金については、年2回の賞与（12月と6月）より控除します。（初回のボーナス時掛金は2026年12月分賞与より控除します。）
配当金	●この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
継続加入の取扱い	●一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
申込方法	●所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
保険金のお支払い	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（＊）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 災害保険金については、この特約の加入日（＊）以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日（＊）以後に発病した特定感染症を直接の原因として保険期間中に死亡した場合にお支払いします。 障害給付金については、この特約の加入日（＊）以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当した場合にお支払いします。 （※）対象となる特定感染症 対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの（注）とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編『疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠』によるものとします。 分類項目（基本分類コード） コレラ（A00）、腸チフス（A01.0）、パラチフスA（A01.1）、細菌性赤痢（A03）、腸管出血性大腸菌感染症（A04.3）、ペスト（A20）、ジフテリア（A36）、急性灰白髄炎＜ポリオ＞（A80）、ラッサ熱（A96.2）、クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱（A98.0）、マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病（A98.3）、エボラ＜Ebola＞ウイルス病（A98.4）、痘瘡（B03）、重症急性呼吸器症候群[SARS]（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）（U04）

次ページに続く

保険金のお支払い（続き）

（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）（以下「当該感染症」といいます。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる特定感染症」に含みます。なお、被保険者が当該感染症を直接の原因として死亡した日において、当該感染症が次のいずれにも該当しない場合は、「対象となる特定感染症」に含みません。

(1) 一類感染症、二類感染症または三類感染症
(2) 新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症
(3) 指定感染症

引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html）をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

高度障害

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（＊）以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

高度障害状態とは
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

お支払いできない場合について（解除・免責等）

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。）
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

1. 死亡保険金について
   ① 被保険者が加入日（＊）から1年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。）
   ② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
   ③ 戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
2. 高度障害保険金について
   ① 被保険者の故意によるとき
   ② 契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
   ③ 戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
3. 災害保険金、障害給付金について
   ① 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
   ② 災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき
   ③ 被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
   ④ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

保険会社からのお願い・ご注意

＜保険金・給付金のご請求について＞

- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。
- 保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

保険会社からのお願い・ご注意（続き）

＜改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について＞

- ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

給付割合表

（傷害特約の災害保険金に対して）

等級	身体障害の程度	給付割合
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

第1級は高度障害条項（7項目）です

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。
この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付傷害特約付こども特約付こども傷害特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

〈引受会社〉明治安田生命保険相互会社
中国・四国公法人部　法人営業部　TEL082－247－6987

6 希望者グループ保険　傷害給付

ケガへの備え

意向確認
ご加入前のご確認

希望者グループ保険　傷害給付は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間　2027年1月1日(金)～2027年12月31日(金)
加入対象者　本人　配偶者　こども

保障内容等（契約概要部分）・保険料

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害（ケガ）を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。

こんな時に補償されます。

車にはねられケガをした

階段でころんでケガをした

自転車でころんでケガをした

職場でドアにぶつかりケガをした

熱中症になった

食中毒になった

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

（単位：円）

補償概要・補償項目		本人 Sコース	本人 Xコース	本人 Pコース	配偶者 Tコース	配偶者 Yコース	配偶者 Qコース	こども Uコース	こども Zコース	こども Rコース
傷害	傷害により、入院した場合（事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院について）［入院保険金］	日額 12,000円	日額 6,900円	日額 1,900円	日額 10,200円	日額 5,100円	日額 1,900円	日額 8,300円	日額 3,300円	日額 1,900円
傷害	傷害により、所定の手術を受けた場合（ただし、1事故につき手術1回が限度）〈状況により〉［手術保険金］	6または 12万円	3.45または 6.9万円	0.95または 1.9万円	5.1または 10.2万円	2.55または 5.1万円	0.95または 1.9万円	4.15または 8.3万円	1.65または 3.3万円	0.95または 1.9万円
傷害	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合（事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度）［通院保険金］	日額 4,500円	日額 2,700円	日額 900円	日額 4,200円	日額 2,400円	日額 900円	日額 3,000円	日額 1,200円	日額 900円
月額保険料		1,810	1,070	330	1,630	890	330	1,230	490	330

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.60

7 三大疾病給付

重い病気への備え

意向確認 ご加入前のご確認

三大疾病給付は、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間　2027年2月1日(月)～2028年1月31日(月)

加入対象者　本人　配偶者

保障内容等（契約概要部分）

- **死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。**
- **7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。**

※特約の付加により保障内容が異なります。

保障区分	保障内容	本人・配偶者 300万円	本人・配偶者 200万円	本人・配偶者 100万円
主契約	●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき ［特定疾病保険金］（※1）	300万円	200万円	100万円
	●死亡・所定の高度障害状態のとき ［死亡・高度障害保険金］（※1）			
7大疾病保障特約	●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき ［7大疾病保険金］（※2）	150万円	100万円	50万円
がん・上皮内新生物保障特約	●所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき ［がん・上皮内新生物保険金］（※2）	30万円	20万円	10万円

ご注意
(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

保険金ごとの保障イメージ ＜お申込金額300万円の場合＞

		〈主契約〉特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金 300万円	〈7大疾病保障特約〉7大疾病保険金 150万円（主契約の5割）	〈がん・上皮内新生物保障特約〉がん・上皮内新生物保険金 30万円（主契約の1割）	特約を付加した場合の合計受取額
	死亡・高度障害	● 支払事由のいずれかに該当			300万円
特定疾病の保障	悪性新生物（がん）(注)	●	●	●	480万円
7大疾病の保障※特約を付加した場合	急性心筋梗塞	●	● 支払事由のいずれかに該当	支払事由のいずれかに該当	450万円
	脳卒中	●	●		
	重度の糖尿病		●		150万円
	重度の高血圧性疾患		●		
	慢性腎不全		●		
	肝硬変		●		
	上皮内新生物			●	30万円

(注) 特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

●保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者

・本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

ご注意
●7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
●7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
●特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

次ページに続く

保険金のお支払いに関するご注意

ご注意

被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象とならない疾病例※1
7大疾病保険金※13※14 特定疾病保険金	●悪性新生物（がん）	加入日前を含めてはじめて※2悪性新生物と診断確定※3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物（乳がん）」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	• 上皮内新生物※4 • 悪性黒色腫を除く皮膚がん • 脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、急性心筋梗塞を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態※6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	• 狭心症 • 解離性大動脈瘤 • 心筋症
	●脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、脳卒中を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	• 一過性脳虚血 • 外傷性くも膜下出血 • 未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、糖尿病を発病※5し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法※8を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患（高血圧性網膜症）	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、高血圧性疾患を発病※5し、その疾病により高血圧性網膜症※9であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法※10を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断されたとき※11	
がん・上皮内新生物保険金		加入日前を含めてはじめて※12悪性新生物・上皮内新生物と診断確定※3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌（乳がん）」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病※5により所定の高度障害状態になられたとき	

※1　お支払対象とならない疾病には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）普通保険約款「付表１　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり　約款」をご覧ください。

※2　ご加入前にお支払対象の悪性新生物（がん）と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物（がん）に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※3　診断確定は、病理組織学的所見（生検）により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

※4　「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合（UICC）のTNM分類が「Ta」（膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん）、「Tis」（上皮内がんまたは非浸潤がん）はお支払対象外です。

※5　疾病の「発病」（「発生」）および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

※6　「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

※7　急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

※8　「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。

※9　キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見（詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約（特定疾病定期Ⅱ用）付表3をご覧ください。）を示す状態。

※10　「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。

※11　病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。

※12　ご加入前にお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。

※13　7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

※14　7大疾病保険金のお支払いはいずれかの疾病について1回のみです。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。P.59

約款規定については、参照ページをご確認ください。P.76

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.71

＜保険金等を受け取った場合の税務申告上の留意事項＞

• 所得税の医療費控除を申告される際には、実際に支払った医療費から受け取られた保険金等の金額を差し引くことが必要な場合があります。
• 税務上の取扱いについては本パンフレット作成時点の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

次ページに続く

保険料

●月額保険料 （単位：円） ＜保険期間１年、集団扱月払、主契約保険金額300万円・200万円・100万円＞

・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男性

年齢【保険年齢】(生年月日)	本　人・配偶者								
	300万円			200万円			100万円		
	主契約	７大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	７大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	７大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
16～20歳 (2006.8.2～2011.8.1)	534	195	39	356	130	26	178	65	13
21～25歳 (2001.8.2～2006.8.1)	687	210	39	458	140	26	229	70	13
26～30歳 (1996.8.2～2001.8.1)	702	240	42	468	160	28	234	80	14
31～35歳 (1991.8.2～1996.8.1)	849	315	48	566	210	32	283	105	16
36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	1,122	405	60	748	270	40	374	135	20
41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	1,524	585	90	1,016	390	60	508	195	30
46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	2,493	1,020	141	1,662	680	94	831	340	47
51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	4,086	1,620	216	2,724	1,080	144	1,362	540	72
56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	6,354	2,760	372	4,236	1,840	248	2,118	920	124
61～65歳 (1961.8.2～1966.8.1)	9,861	4,395	681	6,574	2,930	454	3,287	1,465	227

女性

年齢【保険年齢】(生年月日)	本　人・配偶者								
	300万円			200万円			100万円		
	主契約	７大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	７大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	７大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
16～20歳 (2006.8.2～2011.8.1)	459	195	45	306	130	30	153	65	15
21～25歳 (2001.8.2～2006.8.1)	534	225	75	356	150	50	178	75	25
26～30歳 (1996.8.2～2001.8.1)	657	300	96	438	200	64	219	100	32
31～35歳 (1991.8.2～1996.8.1)	903	435	135	602	290	90	301	145	45
36～40歳 (1986.8.2～1991.8.1)	1,290	660	183	860	440	122	430	220	61
41～45歳 (1981.8.2～1986.8.1)	1,848	1,095	240	1,232	730	160	616	365	80
46～50歳 (1976.8.2～1981.8.1)	2,310	1,425	300	1,540	950	200	770	475	100
51～55歳 (1971.8.2～1976.8.1)	2,997	1,815	309	1,998	1,210	206	999	605	103
56～60歳 (1966.8.2～1971.8.1)	3,675	2,415	357	2,450	1,610	238	1,225	805	119
61～65歳 (1961.8.2～1966.8.1)	5,184	2,865	483	3,456	1,910	322	1,728	955	161

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
　加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
　更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
・65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

次ページに続く

三大疾病給付は一時金受取の他に、年金形式での受取が可能です！

制度のお支払いイメージ（受取例）

300万円コース　例：4年で受取る場合

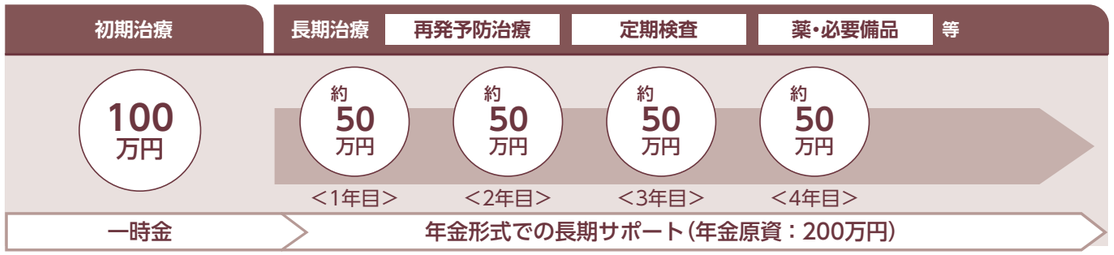

※全額一時金での受取も可能です。

200万円コース　例：4年で受取る場合

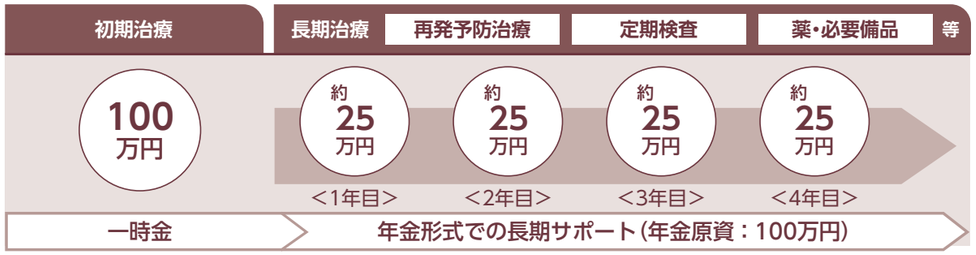

※全額一時金での受取も可能です。

100万円コース　例：一時金受取の場合

※記載の受取方法はあくまで一例で、ご請求時にご選択いただけます。
※「7大疾病保障特約」および「がん・上皮内新生物保障特約」が付加されている場合は試算が異なります。
※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

●従来どおり、各コースとも一時金受取が可能です。
※年金額は、「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

1．年金の種類と型	●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただきます。（定額型確定年金です）
2．配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3．年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
4．年金のお支払い	●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
5．年金払の対象となる保険金	●無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部 ●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項（保険金の支払方法の選択）に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

8 医療保障保険・総合医療給付
（医療保障保険＋総合医療給付）

病気・ケガへの備え　三大疾病・介護等への備え

保険期間　2027年1月1日(金)～2027年12月31日(金)

保障内容等（契約概要部分）

医療保障保険

加入対象者　本人　配偶者　こども

- 病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 死亡のとき、所定の死亡保険金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

保障内容	本　人・配偶者	本　人・配偶者・こども	
	8,000円	5,000円	3,000円
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき［入院給付金］	日額8,000円×入院日数	日額5,000円×入院日数	日額3,000円×入院日数
死亡したとき［死亡保険金］	10万円	10万円	10万円

●保険金・給付金の受取人は次の通りです。
入院給付金：主契約の被保険者
死亡保険金：被保険者が指定した方（ただし家族特約における死亡保険金は主契約の被保険者となります。）

保険金・給付金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.61

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.62

意向確認
ご加入前のご確認

医療保障保険は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。総合医療給付は、所定の病気により入院したり手術を受けたとき等の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

総合医療給付

加入対象者　本人　配偶者　本人・配偶者の親（親介護特約のみ）

- 所定の病気により入院した場合、入院保険金を1日目からお支払いします。
- 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。

保障内容	本　人・配偶者		
	8,000円	5,000円	3,000円
	U・Vコース	W・Xコース	Y・Zコース
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を目的として1日以上入院したとき［三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金］	日額8,000円×入院日数	日額5,000円×入院日数	日額3,000円×入院日数
病気やケガの治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき［疾病・傷害手術保険金］	手術の種類に応じて8・16・32万円	手術の種類に応じて5・10・20万円	手術の種類に応じて3・6・12万円
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき［三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金］	手術の種類に応じて8・16・32万円	手術の種類に応じて5・10・20万円	手術の種類に応じて3・6・12万円
所定の要介護状態になったとき［介護保険金］	100万円（1回を限度）	100万円（1回を限度）	100万円（1回を限度）

女性のみ	保障内容	Vコース	Xコース	Zコース
	女性疾病の治療を目的として1日以上入院したとき［女性疾病入院保険金］	日額8,000円×入院日数	日額5,000円×入院日数	日額3,000円×入院日数
	女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき［女性疾病手術保険金］	手術の種類に応じて8・16・32万円	手術の種類に応じて5・10・20万円	手術の種類に応じて3・6・12万円
	女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき［女性疾病手術保険金］	手術の種類に応じて16・32万円	手術の種類に応じて10・20万円	手術の種類に応じて6・12万円

親介護特約をセットすることができます。

親介護特約	保障内容	Pコース
	親が所定の要介護状態になったとき［親介護保険金］	親介護保険金額 100万円（1回を限度）

（注）生保部分と損保部分では、対象となる手術の範囲や給付倍率が異なります。したがって、三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病で所定の手術を受けたときでも、いずれか一方からのみの給付となる場合や給付金額が異なる場合があります。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.68

次ページに続く

保険料

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
  加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

医療保障保険

●月額保険料 （単位：円）

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢【保険年齢】(生年月日)	本　人・配偶者		
	8,000円	5,000円	3,000円
16～19歳 (2007.7.2～2011.7.1)	1,833	1,158	708
20～24歳 (2002.7.2～2007.7.1)	2,335	1,471	895
25～29歳 (1997.7.2～2002.7.1)	2,679	1,686	1,024
30～34歳 (1992.7.2～1997.7.1)	2,807	1,766	1,072
35～39歳 (1987.7.2～1992.7.1)	2,801	1,763	1,071
40～44歳 (1982.7.2～1987.7.1)	3,096	1,950	1,186
45～49歳 (1977.7.2～1982.7.1)	3,544	2,233	1,359
50～54歳 (1972.7.2～1977.7.1)	4,504	2,839	1,729
55～59歳 (1967.7.2～1972.7.1)	5,777	3,647	2,227
60～64歳 (1962.7.2～1967.7.1)	7,837	4,954	3,032
65歳 (1961.7.2～1962.7.1)	11,248	7,117	4,363

年齢【保険年齢】(生年月日)	こども	
	5,000円	3,000円
0～22歳 (2004.7.2以降に生まれた方)	1,244	756

- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

総合医療給付

●月額保険料 （単位：円）

＜入院保険金日額・手術基準日額：8,000円・5,000円・3,000円、介護保険金額：全コース一律100万円＞

- 保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢【保険年齢】(生年月日)	男性			女性		
	本　人・配偶者			本　人・配偶者		
	8,000円 Uコース	5,000円 Wコース	3,000円 Yコース	8,000円 Vコース	5,000円 Xコース	3,000円 Zコース
16～20歳 (2006.7.2～2011.7.1)	730	470	300	1,170	750	460
21～25歳 (2001.7.2～2006.7.1)	760	480	310	1,250	790	490
26～30歳 (1996.7.2～2001.7.1)	850	530	340	1,560	980	600
31～35歳 (1991.7.2～1996.7.1)	900	570	360	1,510	960	590
36～40歳 (1986.7.2～1991.7.1)	920	590	360	1,570	1,000	600
41～45歳 (1981.7.2～1986.7.1)	950	600	370	1,760	1,110	670
46～50歳 (1976.7.2～1981.7.1)	1,130	720	450	2,140	1,350	830
51～55歳 (1971.7.2～1976.7.1)	1,840	1,160	730	3,000	1,890	1,160
56～60歳 (1966.7.2～1971.7.1)	2,700	1,750	1,110	4,010	2,570	1,600
61～65歳 (1961.7.2～1966.7.1)	4,050	2,630	1,690	5,410	3,480	2,200

親介護特約

（単位：円）　＜親介護保険金額：100万円＞

親の年齢【保険年齢】(生年月日)	30～35歳 (1991.7.2～1997.7.1)	36～40歳 (1986.7.2～1991.7.1)	41～45歳 (1981.7.2～1986.7.1)	46～50歳 (1976.7.2～1981.7.1)	51～55歳 (1971.7.2～1976.7.1)	56～60歳 (1966.7.2～1971.7.1)	61～65歳 (1961.7.2～1966.7.1)	66～70歳 (1956.7.2～1961.7.1)	71～75歳 (1951.7.2～1956.7.1)	76～80歳 (1946.7.2～1951.7.1)
100万円 Pコース	10	10	10	30	60	130	280	580	1,240	2,630

9 医療費支援制度

病気・ケガ
への備え

保険期間　2027年1月1日(金)～2027年12月31日(金)
加入対象者　本 人　配偶者　こども

保障内容等（契約概要部分）

● **病気・ケガで1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。**

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】
・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

支援給付金

保障内容		本　人・配偶者	本　人・配偶者・こども
		5万円	2.5万円
基本保障	**病気・ケガで入院したとき** **（1日以上の入院で１回目、31日目で２回目、以降30日ごとに１回）** ＜治療支援給付特約＞　［入院支援給付金］	支援給付金額 **5**万円	支援給付金額 **2.5**万円
基本保障	**「入院を伴わない」手術を受けたとき** **（診療報酬点数合計2,000点以上）** ＜治療支援給付特約＞　［外来手術給付金］	手術１回につき 支援給付金額 **5**万円	手術１回につき 支援給付金額 **2.5**万円
基本保障	**「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき** ＜治療支援給付特約＞　［外来放射線治療給付金］	放射線治療１回につき 支援給付金額 **5**万円	放射線治療１回につき 支援給付金額 **2.5**万円
基本保障	**先進医療による療養を受けたとき** **（入院を伴わない場合も対象）** ＜先進医療給付特約＞　［先進医療給付金］	**先進医療の技術にかかわる費用と同額**	

●給付金の受取人は次の通りです。
各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.62

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.65

加入取扱いに関するご注意

ご注意

●本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・こどもは同時に特約から脱退となります。

意向確認
ご加入前のご確認

医療費支援制度は、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険料

●月額保険料　（単位：円）

＜基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約＞

・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

＜支援給付金額5万円・2.5万円＞

年齢【保険年齢】（生年月日）	本　人・配偶者 基本保障 男性 5万円	男性 2.5万円	女性 5万円	女性 2.5万円
16～19歳（2007.7.2～2011.7.1）	585	330	440	258
20～24歳（2002.7.2～2007.7.1）	495	285	600	338
25～29歳（1997.7.2～2002.7.1）	500	288	850	463
30～34歳（1992.7.2～1997.7.1）	525	300	990	533
35～39歳（1987.7.2～1992.7.1）	635	355	990	533
40～44歳（1982.7.2～1987.7.1）	770	423	950	513
45～49歳（1977.7.2～1982.7.1）	995	535	1,025	550
50～54歳（1972.7.2～1977.7.1）	1,275	675	1,145	610
55～59歳（1967.7.2～1972.7.1）	1,720	898	1,330	703
60～64歳（1962.7.2～1967.7.1）	2,370	1,223	1,640	858
65歳（1961.7.2～1962.7.1）	2,790	1,433	2,060	1,068

年齢【保険年齢】（生年月日）	こども 基本保障 2.5万円
0～22歳（2004.7.2以降に生まれた方）	380

10 就業不能サポート制度

就業不能への備え

保険期間　2027年1月1日(金)～2027年12月31日(金)
加入対象者　本人

保障内容等（契約概要部分）

- 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態もお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

【基本保障：主契約・特定精神障害給付特約】

保障内容		20万円コース	10万円コース	5万円コース
基本保障	病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続したとき（毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回） ＜主契約＞　［就業不能給付金］	基準給付金月額 20万円	基準給付金月額 10万円	基準給付金月額 5万円
	所定の精神障害による就業不能状態が20日を超えて継続したとき（毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回） ＜特定精神障害給付特約＞　［特定精神障害給付金］			

(注)第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。
ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。
（特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。）
就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

意向確認
ご加入前のご確認

就業不能サポート制度は、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入に当たっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

給付イメージ

【例】　基準給付金月額10万円で、4月1日から就業不能状態が継続し、12月1日に職場復帰した場合

※不支給期間を超えて、各支払基準日まで、就業不能状態が継続している場合、就業不能給付金または特定精神障害給付金をお支払いします。

給付金のお支払いに関するご注意

ご注意

給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

●給付金のお支払いは、加入日以降に発生した就業不能状態に限ります。
●給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度回数	通算
就業不能給付金	1つの継続した就業不能状態につき18回	36回
特定精神障害給付金	1つの継続した就業不能状態につき18回	18回

●給付金の受取人は次の通りです。
給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.65

給付金のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.68

加入取扱いに関するご注意

ご注意

●就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
●特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

次ページに続く

保険料

●月額保険料 （単位：円）

＜基本保障：主契約・特定精神障害給付特約＞

・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男　性			
基準給付金月額（申込コース）	20万円（20万円コース）	10万円（10万円コース）	5万円（5万円コース）
年齢【保険年齢】（生年月日）	基本保障	基本保障	基本保障
16～20歳（2006.7.2～2011.7.1）	2,040	1,020	510
21～25歳（2001.7.2～2006.7.1）	2,100	1,050	525
26～30歳（1996.7.2～2001.7.1）	2,120	1,060	530
31～35歳（1991.7.2～1996.7.1）	2,380	1,190	595
36～40歳（1986.7.2～1991.7.1）	2,580	1,290	645
41～45歳（1981.7.2～1986.7.1）	2,800	1,400	700
46～50歳（1976.7.2～1981.7.1）	3,380	1,690	845
51～55歳（1971.7.2～1976.7.1）	4,360	2,180	1,090
56～60歳（1966.7.2～1971.7.1）	6,240	3,120	1,560
61～65歳（1961.7.2～1966.7.1）	9,000	4,500	2,250

女　性			
基準給付金月額（申込コース）	20万円（20万円コース）	10万円（10万円コース）	5万円（5万円コース）
年齢【保険年齢】（生年月日）	基本保障	基本保障	基本保障
16～20歳（2006.7.2～2011.7.1）	2,220	1,110	555
21～25歳（2001.7.2～2006.7.1）	2,200	1,100	550
26～30歳（1996.7.2～2001.7.1）	2,680	1,340	670
31～35歳（1991.7.2～1996.7.1）	3,020	1,510	755
36～40歳（1986.7.2～1991.7.1）	3,100	1,550	775
41～45歳（1981.7.2～1986.7.1）	3,560	1,780	890
46～50歳（1976.7.2～1981.7.1）	4,160	2,080	1,040
51～55歳（1971.7.2～1976.7.1）	4,500	2,250	1,125
56～60歳（1966.7.2～1971.7.1）	5,540	2,770	1,385
61～65歳（1961.7.2～1966.7.1）	7,380	3,690	1,845

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

11 長期療養収入補償制度

長期休職への備え

保険期間　2027年1月1日(金)～2027年12月31日(金)
加入対象者　本人

保障内容等（契約概要部分）・保険料

- **病気やケガにより所定の就業障害が免責期間を超えて継続したとき、保険金をお支払いします。(注)**
  (注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- **就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。**
- **入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。**

給付のしくみ　保険金月額10万円の場合

…もしも病気やケガで長期休職となった場合

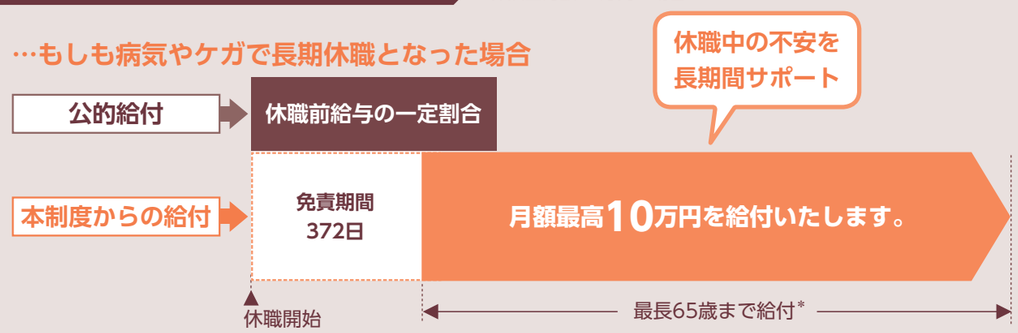

＊55～64歳の方は3年が限度です。

意向確認
ご加入前のご確認

長期療養収入補償制度は、傷害または疾病（あわせて以下「身体障害」といいます。）により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

●月額保険料　（単位：円）

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢【満年齢】(生年月日)	免責期間	補償対象期間	男性 保険金月額5万円 3コース	男性 保険金月額10万円 1コース	男性 保険金月額20万円 2コース	女性 保険金月額5万円 3コース	女性 保険金月額10万円 1コース	女性 保険金月額20万円 2コース
15～24歳 (2002.1.2～2011.7.1)	372日	65歳	388	776	-	264	528	-
25～29歳 (1997.1.2～2002.1.1)			404	808	-	340	680	-
30～34歳 (1992.1.2～1997.1.1)			436	872	-	460	920	-
35～39歳 (1987.1.2～1992.1.1)			536	1,072	2,144	676	1,352	2,704
40～44歳 (1982.1.2～1987.1.1)			816	1,632	3,264	1,096	2,192	4,384
45～49歳 (1977.1.2～1982.1.1)			1,204	2,408	4,816	1,592	3,184	6,368
50～54歳 (1972.1.2～1977.1.1)			1,736	3,472	6,944	2,136	4,272	8,544
55～59歳 (1967.1.2～1972.1.1)		3年	1,120	2,240	4,480	1,188	2,376	4,752
60～64歳 (1962.1.2～1967.1.1)			1,948	3,896	7,792	1,824	3,648	7,296

- 記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
  加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。
- 保険金月額20万円（2コース）は、35歳以上のお取り扱いとなります。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.73

12 短期休職補償制度

既加入者専用制度（新規加入・増額不可）

休職への備え

意向確認 ご加入前のご確認

短期休職補償制度は、傷害または疾病（あわせて以下「身体障害」といいます。）により就業不能となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間　2027年1月1日(金)～2027年12月31日(金)

加入対象者　本人

保障内容等（契約概要部分）・保険料

- **病気やケガにより所定の就業不能が免責期間を超えて継続したとき、補償対象期間を限度に、保険金をお支払いします。(注)**
  (注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- **入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。**
- **保険期間中に就業不能にならなかった場合、無事故戻しとして保険料の20%を返れいします。**

給付のしくみ　保険金月額10万円の場合

…もしも病気やケガで休職となった場合

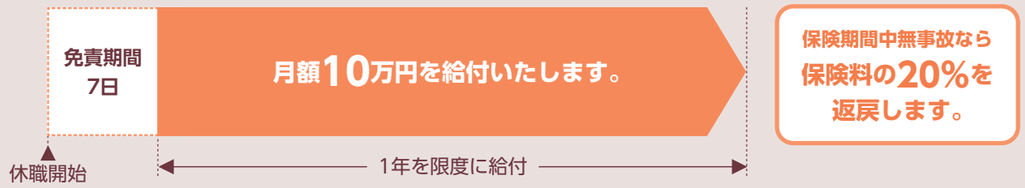

●月額保険料　（単位：円）

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢【満年齢】（生年月日）	免責期間	補償対象期間	保険金月額 5万円 Aコース	保険金月額 10万円 Bコース	保険金月額 20万円 Cコース
15～19歳（2007.1.2～2011.7.1）	7日	1年	260	510	1,020
20～24歳（2002.1.2～2007.1.1）			370	750	1,490
25～29歳（1997.1.2～2002.1.1）			420	840	1,680
30～34歳（1992.1.2～1997.1.1）			520	1,040	2,080
35～39歳（1987.1.2～1992.1.1）			650	1,290	2,590
40～44歳（1982.1.2～1987.1.1）			810	1,620	3,230
45～49歳（1977.1.2～1982.1.1）			970	1,930	3,860
50～54歳（1972.1.2～1977.1.1）			1,120	2,240	4,480
55～59歳（1967.1.2～1972.1.1）			1,200	2,390	4,780
60～64歳（1962.1.2～1967.1.1）			1,260	2,520	5,030

・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
　加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
・保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.71

13 長期継続コース

万一の備え

保険期間　2027年2月1日(月)からご加入者が保険年齢75歳になられた直後の契約応当日の前日まで(注)
加入対象者　本人　配偶者

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢75歳までの保障が準備できます。(注)
- 保険期間中に途中で解約(脱退)した場合は、解約返戻金をお支払いする場合があります。

保障内容	本　人・配偶者	
	500万円	300万円
死亡または所定の高度障害状態になったとき [死亡・高度障害保険金]	500万円	300万円

(注)ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。
更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

●保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
高度障害保険金：被保険者

- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.71

約款規定については、参照ページをご確認ください。P.76

意向確認
ご加入前のご確認

長期継続コースは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険料

●月額保険料　(単位：円)　<保険期間75歳満了、集団扱月払、保険金額500万円・300万円>

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。
(既加入の方の保険料は、ご加入時の年齢および保険料率が適用されます。)

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性	
	本　人・配偶者		本　人・配偶者	
	500万円	300万円	500万円	300万円
16歳(2010.8.2～2011.8.1)	2,155	1,293	1,315	789
17歳(2009.8.2～2010.8.1)	2,195	1,317	1,335	801
18歳(2008.8.2～2009.8.1)	2,235	1,341	1,360	816
19歳(2007.8.2～2008.8.1)	2,280	1,368	1,380	828
20歳(2006.8.2～2007.8.1)	2,320	1,392	1,405	843
21歳(2005.8.2～2006.8.1)	2,365	1,419	1,430	858
22歳(2004.8.2～2005.8.1)	2,410	1,446	1,450	870
23歳(2003.8.2～2004.8.1)	2,460	1,476	1,475	885
24歳(2002.8.2～2003.8.1)	2,505	1,503	1,500	900
25歳(2001.8.2～2002.8.1)	2,555	1,533	1,530	918
26歳(2000.8.2～2001.8.1)	2,610	1,566	1,555	933
27歳(1999.8.2～2000.8.1)	2,665	1,599	1,585	951
28歳(1998.8.2～1999.8.1)	2,725	1,635	1,610	966
29歳(1997.8.2～1998.8.1)	2,785	1,671	1,645	987
30歳(1996.8.2～1997.8.1)	2,845	1,707	1,675	1,005
31歳(1995.8.2～1996.8.1)	2,915	1,749	1,710	1,026
32歳(1994.8.2～1995.8.1)	2,980	1,788	1,740	1,044
33歳(1993.8.2～1994.8.1)	3,055	1,833	1,780	1,068
34歳(1992.8.2～1993.8.1)	3,130	1,878	1,815	1,089
35歳(1991.8.2～1992.8.1)	3,215	1,929	1,855	1,113
36歳(1990.8.2～1991.8.1)	3,295	1,977	1,890	1,134
37歳(1989.8.2～1990.8.1)	3,385	2,031	1,935	1,161
38歳(1988.8.2～1989.8.1)	3,475	2,085	1,975	1,185
39歳(1987.8.2～1988.8.1)	3,570	2,142	2,020	1,212
40歳(1986.8.2～1987.8.1)	3,670	2,202	2,065	1,239
41歳(1985.8.2～1986.8.1)	3,775	2,265	2,110	1,266
42歳(1984.8.2～1985.8.1)	3,880	2,328	2,160	1,296
43歳(1983.8.2～1984.8.1)	4,000	2,400	2,210	1,326
44歳(1982.8.2～1983.8.1)	4,120	2,472	2,265	1,359
45歳(1981.8.2～1982.8.1)	4,245	2,547	2,325	1,395
46歳(1980.8.2～1981.8.1)	4,380	2,628	2,380	1,428
47歳(1979.8.2～1980.8.1)	4,515	2,709	2,440	1,464

次ページに続く

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性	
	本　人・配偶者		本　人・配偶者	
	500万円	300万円	500万円	300万円
48歳(1978.8.2～1979.8.1)	4,665	2,799	2,500	1,500
49歳(1977.8.2～1978.8.1)	4,815	2,889	2,565	1,539
50歳(1976.8.2～1977.8.1)	4,975	2,985	2,630	1,578
51歳(1975.8.2～1976.8.1)	5,145	3,087	2,695	1,617
52歳(1974.8.2～1975.8.1)	5,320	3,192	2,765	1,659
53歳(1973.8.2～1974.8.1)	5,505	3,303	2,835	1,701
54歳(1972.8.2～1973.8.1)	5,695	3,417	2,910	1,746
55歳(1971.8.2～1972.8.1)	5,905	3,543	2,985	1,791
56歳(1970.8.2～1971.8.1)	6,105	3,663	3,060	1,836
57歳(1969.8.2～1970.8.1)	6,315	3,789	3,135	1,881
58歳(1968.8.2～1969.8.1)	6,535	3,921	3,220	1,932
59歳(1967.8.2～1968.8.1)	6,765	4,059	3,305	1,983
60歳(1966.8.2～1967.8.1)	7,015	4,209	3,400	2,040
61歳(1965.8.2～1966.8.1)	7,270	4,362	3,490	2,094
62歳(1964.8.2～1965.8.1)	7,535	4,521	3,590	2,154
63歳(1963.8.2～1964.8.1)	7,815	4,689	3,700	2,220
64歳(1962.8.2～1963.8.1)	8,110	4,866	3,815	2,289
65歳(1961.8.2～1962.8.1)	8,405	5,043	3,935	2,361

• 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

14 ご注意いただきたいこと

ご注意　ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について …… 59
保険金・給付金をお支払いできない場合について …… 60
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について …… 60
　希望者グループ保険　傷害給付 …… 60
　医療保障保険・総合医療給付<医療保障保険> …… 61
　医療費支援制度 …… 62
　就業不能サポート制度 …… 65
　医療保障保険・総合医療給付<総合医療給付> …… 68
　三大疾病給付 …… 71
　長期継続コース …… 71
　短期休職補償制度 …… 71
　長期療養収入補償制度 …… 73
その他 …… 74

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

三大疾病給付・長期継続コース

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（増額分については増額日）以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは（高度障害条項（7項目））】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの※
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

身体部位略図

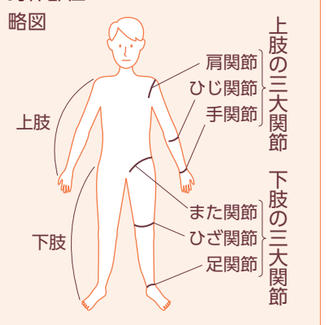

1．眼の障害（視力障害）
⑴視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
⑵「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
⑶視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2．言語またはそしゃくの障害
⑴「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
⑵「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3．上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

希望者グループ保険　傷害給付・医療保障保険・総合医療給付<医療保障保険>・医療費支援制度・就業不能サポート制度・医療保障保険・総合医療給付<総合医療給付>・三大疾病給付・長期継続コース・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）
●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由※に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき（㈱生命保険商品のみ）
●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
　＊告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなることがあります。（㈱生命保険商品のみ）
●契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があったとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき（㈱短期休職補償制度・長期療養収入補償制度を除く）、●その他上記と同等の事由があったとき
「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

希望者グループ保険　傷害給付

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 ＊事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 ＊ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率（入院外の手術5倍・入院中の手術10倍）を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院（往診を含みます。）し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 ＊事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで

●「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。
・「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
・ご病気や徐々に悪化する症状、急に痛くなった場合でも慢性疾患や変形性疾患の症状は「傷害」に該当しません。【腱鞘炎・変形性膝関節症・狭窄症など】
・外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。
●保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害を原因とする場合に限ります。
●入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
●対象となる治療は（医師法上の）医師が必要であると認め、医師が行なう治療です（当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます）。
●医師の指示がなく本人の判断（痛いという自覚症状等）だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
●ご請求いただく場合は、お客さまご自身で傷病名やその原因をご申告いただく必要があります。正確な内容をご記入いただくためにも、医療機関を受診された際は、初診時に主治医へ傷病名や原因をご確認のうえ、適切な治療をお受けいただきますようお願いいたします。
●被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等（注1）を常時装着したときには、その装着日数を通院した日数に含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること（注2）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注1）装着により固定していることが確認できる場合に限ります。
①長管骨（注3）または脊柱
②長管骨（注3）に接続する3大関節部分（注4）
③肋（ろっ）骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
④顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

次ページに続く

(注1)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、ＰＴＢキャスト、ＰＴＢブレース(下腿(たい)骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限ります。)およびハローベストをいいます。
(注2)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。
(注3)上肢の上腕骨、橈(とう)骨および尺骨ならびに下肢の大腿(たい)骨、脛(けい)骨および腓(ひ)骨をいいます。
(注4)上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。

●既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
●所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
●保険金受取人は被保険者本人です。
●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 通院保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故 ●告知義務違反によりご契約が解除された場合㊟ ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故　など

㊟告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

医療保障保険・総合医療給付＜医療保障保険＞

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	その被保険者について定められた死亡保険金額

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
●加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
㊟被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
●傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
㊟治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
●「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設
㊟・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】
●入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】
●入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】
●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

【1回の入院開始の原因が複数である場合】
●入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
死亡保険金	●その被保険者についての加入日から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

医療費支援制度

■給付金のお支払いについて

●各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上の入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 (1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

＜給付金に関するご注意＞
【入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項】
●加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

次ページに続く

【入院支援給付金について】

●「入院」とは、「別表1　入院」に定められたものとします。

●入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。

●被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。

●入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはしません。

●傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。

●美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩（自然頭位分娩など）、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

【外来手術給付金について】

●「別表3　公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1　入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。

●外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。

●診療報酬点数表（手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます）によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。

●診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。

●手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。

●「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。

●「別表2　対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の（1）に定められた悪性新生物（がん）・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。

●美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

【外来放射線治療給付金について】

●「別表3　公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1　入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。

●外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。

●診療報酬点数表（放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます）によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。

●診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

【先進医療給付金について】

●先進医療とは、「別表4　先進医療」に定められたものとします。

●「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。

- 「別表3　公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用（自己負担部分を含む）
- 先進医療以外の評価療養のための費用
- 選定療養のための費用
- 食事療養のための費用
- 生活療養のための費用

●治療を受けた時点で、次の1～3すべてに該当していない場合はお支払対象となりません。

1．厚生労働大臣が認める「医療技術」
2．その医療技術ごとの「適応症」
3．所定の基準を満たす「医療機関」での治療

上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。

●先進医療給付特約は、お支払いの限度額の範囲内で先進医療の技術にかかる費用と同額を保障しますので、他に先進医療の保障に加入している場合は、上乗せの加入が必要であるかご確認ください。

●医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金 外来手術給付金 外来放射線治療給付金 先進医療給付金	●契約者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の犯罪行為によるとき ●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

●入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

■別表1　入院

1．入院とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。）が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2．「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）

②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

■別表2　対象となる悪性新生物・上皮内新生物

1．対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の（1）および（2）をいいます。

（1）平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学　第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1　対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14
消化器の悪性新生物	C15－C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43－C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
腎尿路の悪性新生物	C64－C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69－C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73－C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76－C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81－C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00－D09
性状不詳または不明の新生物❶	D37－D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害❷	D50－D89

備考

❶たとえば、真正赤血球増加症＜多血症＞（D45）、骨髄異形成症候群（D46）、慢性骨髄増殖性疾患（D47.1）、本態性（出血性）血小板血症（D47.3）です。

❷たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症（D76.0）です。

次ページに続く

表2　対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
／2…上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性 ／3…悪性、原発部位 ／6…悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

（2）平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頚部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成
（注）国際対がん連合（ＵＩＣＣ）の「ＴＮＭ分類」が「Ｔ０」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

■別表3　公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1．健康保険法
2．国民健康保険法
3．国家公務員共済組合法
4．地方公務員等共済組合法
5．私立学校教職員共済法
6．船員保険法
7．高齢者の医療の確保に関する法律

■別表4　先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度（別表3）の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度（別表3）の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

就業不能サポート制度

■給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
就業不能給付金	＜第１回＞ 被保険者が所定の就業不能状態に該当し、その所定の就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時までに、不支給期間（注１）を超えて継続したとき ＜第２回以降＞ 被保険者の保険期間満了時までに到来する第２回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から所定の就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の支払基準日まで継続するごとに１回、最大18回
特定精神障害給付金	＜第１回＞ 被保険者が特定就業不能状態に該当し、その特定就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時までに、不支給期間（注１）を超えて継続したとき ＜第２回以降＞ 被保険者の保険期間満了時までに到来する第２回以降の各特定支払基準日において、直前の特定支払基準日から特定就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の特定支払基準日まで継続するごとに１回、最大18回

（注１）「不支給期間」とは
「不支給期間」とは、所定の就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、その期間として日数をこの保険契約締結の際に引受保険会社の定める範囲内で保険契約者と引受保険会社が協議により定めます。

【就業不能給付金について】

●「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院（注２）もしくは診療所（注２）への治療を目的とした入院（注３）（注４）または医師の指示による自宅療養（注５）をしており、かつ、保険契約者と当社との協議にもとづいて締結される協定書に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。

●「所定の就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。
①その被保険者についての加入日（増額日）以後の就業不能状態であること
②その被保険者についての加入日（増額日）以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする就業不能状態であること
③その被保険者についての保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること

●「支払基準日」とは、以下と定義します。
①第１回支払基準日
第１回の就業不能給付金の支払事由に該当した日（第１回の就業不能給付金が支払われる場合に限ります。）
②第２回以降の支払基準日
第１回の支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第１回支払基準日の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。）

（注２）病院、診療所
「病院」および「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
⑴医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
⑵上記⑴の場合と同等の日本国外にある医療施設

（注３）入院
「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

（注４）治療を目的とした入院
美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

（注５）自宅療養
「自宅療養」とは、傷害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。

【特定精神障害給付金について】

●「特定精神障害」とは、平成27年２月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要　ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。

対象となる特定精神障害の分類コード

分 類 項 目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	Ｆ00－Ｆ09（ただし、Ｆ00、Ｆ01、Ｆ02およびＦ03を除く）
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	Ｆ20－Ｆ29
気分［感情］障害	Ｆ30－Ｆ39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	Ｆ40－Ｆ48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	Ｆ50－Ｆ59（ただし、F52、F54およびF55を除く）
成人の人格及び行動の障害	Ｆ60－Ｆ69
心理的発達の障害	Ｆ80－Ｆ89（ただし、Ｆ80、Ｆ81、Ｆ82およびＦ83を除く）
小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	Ｆ90－Ｆ98（ただし、Ｆ93、Ｆ94およびＦ98を除く）

●「特定就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。
①その被保険者についてのこの特約の加入日（増額日）以後の就業不能状態であること
②その被保険者についてのこの特約の加入日（増額日）以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする就業不能状態であること
③その被保険者についてのこの特約の保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること

●「特定支払基準日」とは、以下と定義します。
①第１回特定支払基準日
第１回の特定精神障害給付金の支払事由に該当した日（第１回の特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。）
②第２回以降の特定支払基準日
第１回の特定支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第１回特定支払基準日の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。）

＜給付金のお支払いに関するご注意＞

●被保険者が、就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態（以下「先発就業不能状態」といいます。）に該当し、その状態が終了した後、所定の就業不能状態（以下「後発就業不能状態」といいます。）に再び該当した場合で、次の①、②および③のいずれも満たすときには、先発就業不能状態および後発就業不能状態をあわせて１つの継続した所定の就業不能状態とみなします。なお、この場合、先発就業不能状態の終了日の翌日以降の支払基準日は、先発就業不能状態の第２回以降の支払基準日のうち後発就業不能状態に該当した日以降に到来する支払基準日とします（先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて後発就業不能状態に該当した日の前日までの期間については、就業不能給付金はお支払いできません。）。
①先発就業不能状態および後発就業不能状態のそれぞれに該当する直接の原因となった傷害または疾病が、同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたとき
②先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて180日以内、かつ、この保険契約の保険期間満了時までに、後発就業不能状態に該当したとき
③後発就業不能状態に該当した日からその日を含めて10日以上所定の就業不能状態が継続したとき

※なお、特定精神障害給付金については、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」、先発就業不能状態を「先発特定就業不能状態」、後発就業不能状態を「後発特定就業不能状態」、支払基準日を「特定支払基準日」、直接の原因となった傷害または疾病を「直接の原因となった特定精神障害」と読み替えます。

●就業不能給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、就業不能給付金は重複してお支払いできません。

●特定精神障害給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、特定精神障害給付金は重複してお支払いできません。

●就業不能給付金の支払事由が生じた場合でも、その支払基準日の属する月と同月内に特定精神障害給付金の支払事由が生じているとき（特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。）には、就業不能給付金をお支払いできません。また、就業不能給付金の支払事由が生じたにもかかわらず就業不能給付金が支払われない場合、その支払事由の発生は、就業不能給付金の支払われる回数に算入しません。

●保険契約者と当社の協議に基づき、被保険者が所定の就業不能状態に該当後、その状態が継続している間に次の①から③の事由のうちいずれかが発生した場合、それらの事由の発生以後に継続している所定の就業不能状態は、この保険契約（または特約）が有効中の所定の就業不能状態とみなす場合があります。

次ページに続く

①この保険契約（または特約）の保険期間が満了し、保険契約（または特約）が更新されないとき
②この保険契約（または特約）が解約されたとき
③その被保険者が加入資格を欠き、この保険契約から脱退したとき
※なお、特定精神障害給付金については、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」と読み替えます。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金をお支払いできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
就業不能給付金	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④その被保険者の精神障害（注１） ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧その被保険者の薬物依存（注２） ⑨その被保険者の妊娠、出産（注３） ⑩頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。） ⑪地震、噴火または津波（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） ⑫戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
特定精神障害給付金（注４）	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④地震、噴火または津波（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） ⑤戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

（注１）精神障害
「精神障害」とは、平成27年２月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要　ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。（＊１）

分 類 項 目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	Ｆ00－Ｆ09（ただし、Ｆ00、Ｆ01、Ｆ02およびＦ03を除く）
精神作用物質使用による精神及び行動の障害（＊２）	Ｆ10－Ｆ19
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	Ｆ20－Ｆ29
気分［感情］障害	Ｆ30－Ｆ39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	Ｆ40－Ｆ48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	Ｆ50－Ｆ59（F54を除く）
成人の人格及び行動の障害	Ｆ60－Ｆ69
知的障害＜精神遅滞＞	Ｆ70－Ｆ79
心理的発達の障害	Ｆ80－Ｆ89
小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	Ｆ90－Ｆ98
詳細不明の精神障害	Ｆ99

（＊１）分類コードF00（アルツハイマー病の認知症）、F01（血管性認知症）、F02（他に分類されるその他の疾患（パーキンソン病等）の認知症）、F03（詳細不明の認知症）およびF54（他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因）に規定される内容は、免責事由に該当しません。
（＊２）薬物依存に該当するものを除きます。

（注２）薬物依存
「薬物依存」とは、平成27年２月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要　ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

（注３）妊娠、出産
「妊娠、出産」とは、平成27年２月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要　ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち分類コードO00からO99までに規定される内容によるものとします。

（注４）下表の分類コードに該当するものは、特定精神障害には含まれず、特定精神障害給付金の支払対象とはなりません。

分 類 項 目	分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患（パーキンソン病等）の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因	F54
性機能不全，器質性障害又は疾病によらないもの	F52
依存を生じない物質の乱用	F55
会話及び言語の特異的発達障害	F80
学習能力の特異的発達障害	F81
運動機能の特異的発達障害	F82
混合性特異的発達障害	F83
小児＜児童＞期に特異的に発症する情緒障害	F93
小児＜児童＞期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害	F94
小児＜児童＞期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害	F98

■約款規定について

給付金のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

医療保障保険・総合医療給付＜総合医療給付＞

◎この医療保険契約には下記の特約がセットされています。
三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約、疾病手術特約、傷害手術特約

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
三大疾病入院保険金	三大疾病の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数（日数制限なし）
糖尿病・高血圧入院保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数 ＊1回の入院に対し365日、通算700日が限度
腎臓病・肝臓病入院保険金	腎臓病・肝臓病の治療を目的として入院したとき	
女性疾病入院保険金	女性疾病の治療を目的として入院したとき	
疾病手術保険金	疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍 ＊手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。手術の種類の詳細については、当社約款に掲載しています。
三大疾病手術保険金	三大疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
糖尿病・高血圧手術保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
腎臓病・肝臓病手術保険金	腎臓病・肝臓病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
女性疾病手術保険金	女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき 女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき	
傷害手術保険金	傷害の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
介護保険金	被保険者が次のいずれかの状態に該当した場合 ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合 ②保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合	介護保険金額 ＊1回を限度とします。
親介護保険金	被保険者の親が次のいずれかの状態に該当した場合 ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合 ②保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合	親介護保険金額 ＊1回を限度とします。

●入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術等はお支払いの対象となりません。
●保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません㊟。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。
㊟したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。

次ページに続く

●お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。
●被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
●被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。支払対象となる手術は、医師の医療行為（手術）によって身体を切開したり、切除を行った際の身体への侵襲度合いや手術自体の難易度等を考慮し決定しておりますので、一部支払対象とならない手術があります。
【支払対象とならない手術例：骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術（抜釘(ばってい)術）、単なる皮膚の縫合術、皮膚切開術、口蓋扁桃手術、抜歯手術（前歯・臼歯・埋伏歯）等】
●同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。
●保険金受取人は被保険者本人になります。
●介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。
●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
●お支払対象となる疾病・傷害、三大疾病、糖尿病・高血圧性疾患、腎臓病・肝臓病、女性疾病、手術および倍率、要介護状態等の詳細については、引受損害保険会社のホームページ（https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/）をご覧ください。

●三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）には、次のような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物（がん・上皮内がん）	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症＜多血症＞、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性（出血性）血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。
●糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病
高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患

●腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1. 糸球体疾患 2. 腎尿細管間質性疾患 3. 腎不全	4. 尿路結石症 5. 腎および尿管のその他の障害
肝臓病	6. ウイルス肝炎 7. 肝疾患	

●女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾病の範囲は次のとおりです。

悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物 2. 女性生殖器の悪性新生物※上皮内がんは含みません	
乳房および女性生殖器の疾患	3. 乳房の障害 4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患	5. 女性生殖器の非炎症性障害 6. 女性生殖器の先天奇形
妊娠、分娩および産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠 8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害 9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害 10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	11. 分娩の合併症 12. 分娩（自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く） 13. 主として産褥に関連する合併症 14. その他の産科的病態、他に分類されないもの
乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物 16. 子宮平滑筋腫 17. 子宮のその他の良性新生物 18. 卵巣の良性新生物	19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 21. 乳房の性状不詳または不明の新生物

●女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

瘢痕(はんこん)の原因となった傷害または疾病	1. 瘢痕（はんこん）に対する植皮術 2. 瘢痕（はんこん）形成術（非観血手術を除く）
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術（非観血手術を除く）
乳房切除の原因となった傷害または疾病	4. 乳房切除術（生検を除く）

●介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。
①公的介護保険要介護２以上の認定がなされた場合
②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより介護が必要な状態	終日就床（介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。）しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)食事　(ロ)排せつ　(ハ)入浴　(ニ)衣類の着脱
認知症により介護が必要な状態	認知症（正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。）であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)歩行　(ロ)食事　(ハ)排せつ　(ニ)入浴　(ホ)衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること (イ)徘徊をする、または迷子になる。　(ロ)過食、拒食または異食をする。 (ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。　(ニ)乱暴行為または破壊行為をする。 (ホ)興奮し騒ぎ立てる。　(ヘ)火の不始末をする。　(ト)物を盗む、またはむやみに物を集める。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 （三大疾病入院保険金、三大疾病手術保険金を除く）	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存（傷害手術保険金を除きます。） ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱　など ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。
介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。　など
親介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の親の故意または重大な過失 ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者の親が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。　など ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限ります。

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

次ページに続く

三大疾病給付

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき （ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。） ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき（ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。） ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

●過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
●告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

長期継続コース

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき （ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。） ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき（ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。） ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

●疾病の発生には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

短期休職補償制度

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業不能が、免責期間を超えて継続したとき㊟

（注）免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

【補償対象期間について】

就業不能が続いた場合、免責期間終了後（8日目）から1年を限度として、保険金が支払われます。また、一度就業不能が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業不能となったとき、後の就業不能は前の就業不能と同一とみなします。

【就業不能の定義について】

就業不能とは、被保険者が身体障害を被り、次のいずれかに該当する事由により業務に全く従事できない状態をいいます。

㈠その身体障害の治療のため、入院していること
㈡㈠以外で、その身体障害につき医師の治療を受けていること

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業不能である期間1カ月について、保険金月額をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業不能開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得㊟額を超える場合は、平均月間所得額のお支払いとなります。

㊟所得とは、加入申込書等に記載の職業・職務に従事することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

また、補償対象期間中の就業不能である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。

※初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業不能の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて１年を経過した後に就業不能になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
②被保険者が就業不能になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

※他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【無事故戻しについて】

保険期間中に保険金を支払うべき就業不能が発生しなかった場合は、無事故戻し返れい金としてお支払いただいた保険料の20％を保険契約者にお返しします。

ただし、無事故戻し返れい金をお返しした後に、その保険期間中に開始した就業不能に対し、保険金をお支払いする場合は、お支払いする保険金と無事故戻し返れい金を精算させていただきます。

【保険金のお支払いに関する注意について】

●保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業不能が開始したときに限ります。
●保険期間開始時より前に被った身体障害による就業不能はお支払いの対象となりません㊟。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業不能につきましては保険金をお支払いいたします。
㊟したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
●退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業不能は、お支払いの対象となりません。
●保険金のご請求には就業不能の確認のため、診断書と休業期間を証明する書類のご提出が必要となります。
●保険金は身体の障害によって、所定の就業不能が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
●医師の指示がなく、本人の判断（痛いという自覚症状等）だけで休職を続ける場合などは、通院の事実があったとしてもお支払いの対象にはなりません。また、治療中以外の期間についても対象にならない場合があります。
●片頭痛・めまい等、検査しても客観的所見に乏しく、原因となる病気をはっきりと示せない状態が断片的に起き、継続的な就業不能状態と言えないときは、保険金をお支払いできないことがあります。
●保険金受取人は被保険者本人になります。
●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
- 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
- 保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- 保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

●次のいずれかに該当する就業不能については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業不能 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業不能 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業不能 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業不能 ●戦争、暴動（テロ行為を除く）などによって被った身体障害による就業不能 ●頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛等で医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないものによる就業不能 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業不能 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ●脱退後に開始した就業不能　など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

次ページに続く

長期療養収入補償制度

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき㊟

(注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

【補償対象期間について】

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後(373日目)	満65歳に達した日
満55歳以上の方		3年を限度

●一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

1．身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
　㈠その身体障害の治療のため、入院していること
　㈡㈠以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
　㈢㈠㈡以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること

2．免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得㊟額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります＊。

㊟所得とは、加入申込書等に記載の職業・職務に従事することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。

なお、所得喪失率は、

$$1-\frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$ で算出されます。

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

＊初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて１年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。
　①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
　②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

＊他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【保険金のお支払いに関する注意について】

●保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。

●保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません㊟。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
㊟したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。

●退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。

●保険金のご請求には就業障害の確認のため、診断書と休業期間を証明する書類のご提出が必要となります。

●保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。

●医師の指示がなく、本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで休職を続ける場合などは、通院の事実があったとしてもお支払いの対象にはなりません。

●片頭痛・めまい等、検査しても客観的所見に乏しく、原因となる病気をはっきりと示せない状態が断片的に起き、継続的な就業障害状態と言えないときは、保険金をお支払いできないことがあります。

●保険金受取人は被保険者本人になります。

●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
- 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
- 保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- 保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

●次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ●地震、噴火またはこれらによる津波により被った身体障害による就業障害 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害 ●脱退後に開始した就業障害 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

その他

補償の重複について

短期休職補償制度・長期療養収入補償制度

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
所得補償保険 団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

三大疾病給付・長期継続コース

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

医療費支援制度・就業不能サポート制度

●給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情㊟があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。
㊟「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

次ページに続く

●指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の１～５のうちのいずれかの方となります。
１．被保険者の戸籍上の配偶者　２．被保険者の直系血族　３．被保険者の兄弟姉妹　４．被保険者の３親等内の親族
５．次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。
ア．上記１～４以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方
イ．被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人を除く）
●お支払いした給付金は、指定代理請求者にではなく、被保険者本人に帰属します。
●給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
●指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
＊給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
＊給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

三大疾病給付・長期継続コース

●代理請求特約［Y］の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情㊟がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。
㊟「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の１～５のうちのいずれかの方となります。
１．被保険者の戸籍上の配偶者　２．被保険者の直系血族　３．被保険者の兄弟姉妹　４．被保険者の３親等内の親族
５．次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。
ア．上記１～４以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方
イ．被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人および法人の代表者を除く）
＊保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
＊保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約［Y］を付加することはできません。
●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者にではなく、被保険者本人に帰属します。
●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約［Y］の詳細は「ご契約のしおり　約款」に記載されています。必ずご確認ください。
●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

希望者グループ保険　傷害給付・医療保障保険・総合医療給付＜総合医療給付＞・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度

ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。
①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。）
②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族
※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

医療保障保険・総合医療給付＜医療保障保険＞・医療費支援制度・就業不能サポート制度・三大疾病給付・長期継続コース

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから３年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

希望者グループ保険　傷害給付・医療保障保険・総合医療給付＜総合医療給付＞・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日㊟からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。
正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
㊟下線部分について
【希望者グループ保険　傷害給付】の場合は「事故が発生したときは、事故の発生の日」
【長期療養収入補償制度】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」
【短期休職補償制度】の場合は「就業不能が開始したときは、就業不能の開始の日」
となります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員（構成員）」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者（被保険者）や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

医療保障保険・総合医療給付＜総合医療給付＞・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度

告知の大切さについて、ご確認ください。
●保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入（増額）時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務（告知義務）があります。
●ご加入（増額）の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
●現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時※からその日を含めて１年以内であれば、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。また、保険期間開始時※から１年を経過していても、保険期間開始時※からその日を含めて１年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約（増額部分）が解除されることがあります（解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります）。
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。
●ご契約（増額部分）が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
●ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。
●現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をすることを前提に、ご加入（増額）のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
●新たなご加入（増額）の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
●告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口（0120－661－320、受付時間：平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00～17：00）までご連絡ください。

約款規定について

三大疾病給付・長期継続コース

約款規定については引受保険会社のホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html）をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

希望者グループ保険　傷害給付・医療保障保険・総合医療給付＜総合医療給付＞・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/）に掲載しています。

保険契約の解除について

希望者グループ保険　傷害給付・医療保障保険・総合医療給付＜総合医療給付＞・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度

【重大事由による解除について】
保険金を取得する目的で事故や就業障害、就業不能、保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

次ページに続く

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

医療保障保険・総合医療給付＜医療保障保険＞・医療費支援制度・就業不能サポート制度・三大疾病給付・長期継続コース

【ご照会・ご相談窓口】

●加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。

●この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・ＦＡＸは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス「https://www.seiho.or.jp/」）

●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

希望者グループ保険　傷害給付・医療保障保険・総合医療給付＜総合医療給付＞・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社　お客さま相談室
0120－255－400（フリーダイヤル（無料））
受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。）

【一般社団法人日本損害保険協会　そんぽＡＤＲセンター】＜保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡（指定紛争解決機関）＞

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会　そんぽＡＤＲセンター
03－4332－5241（全国共通）
受付時間：午前9時15分～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（https://www.sonpo.or.jp/）

保護機構について

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「https://www.seihohogo.jp/」をご覧ください。

【希望者グループ保険　傷害給付】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から３カ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100％、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80％まで補償されます。

【医療保障保険・総合医療給付＜総合医療給付＞・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90％まで補償されます。

「医療保障保険契約内容登録制度」について　～あなたのご契約内容が登録されます～

医療保障保険・総合医療給付＜医療保障保険＞・医療費支援制度

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型・個人型）契約（以下「医療保障保険契約」といいます。）のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険契約に関する登録事項については、当社［明治安田生命保険相互会社］が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター（電話 0120-662-332）にお問い合わせください。

【登録事項】　⑴被保険者の氏名、生年月日および性別　⑵保険契約の種類（無配当団体医療保険、医療保障保険（団体型・個人型））
⑶治療給付率　⑷入院給付金日額または基準給付金額
⑸保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型）の場合、契約者名
⑹保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、契約者の住所（市・区・郡までとします。）　⑺契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

取扱代理店

希望者グループ保険　傷害給付・医療保障保険・総合医療給付＜総合医療給付＞・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度

株式会社広島県学校用品協会　電話番号：082-249-4013
明治安田生命保険相互会社　電話番号：082-247-6987

申込書記入例

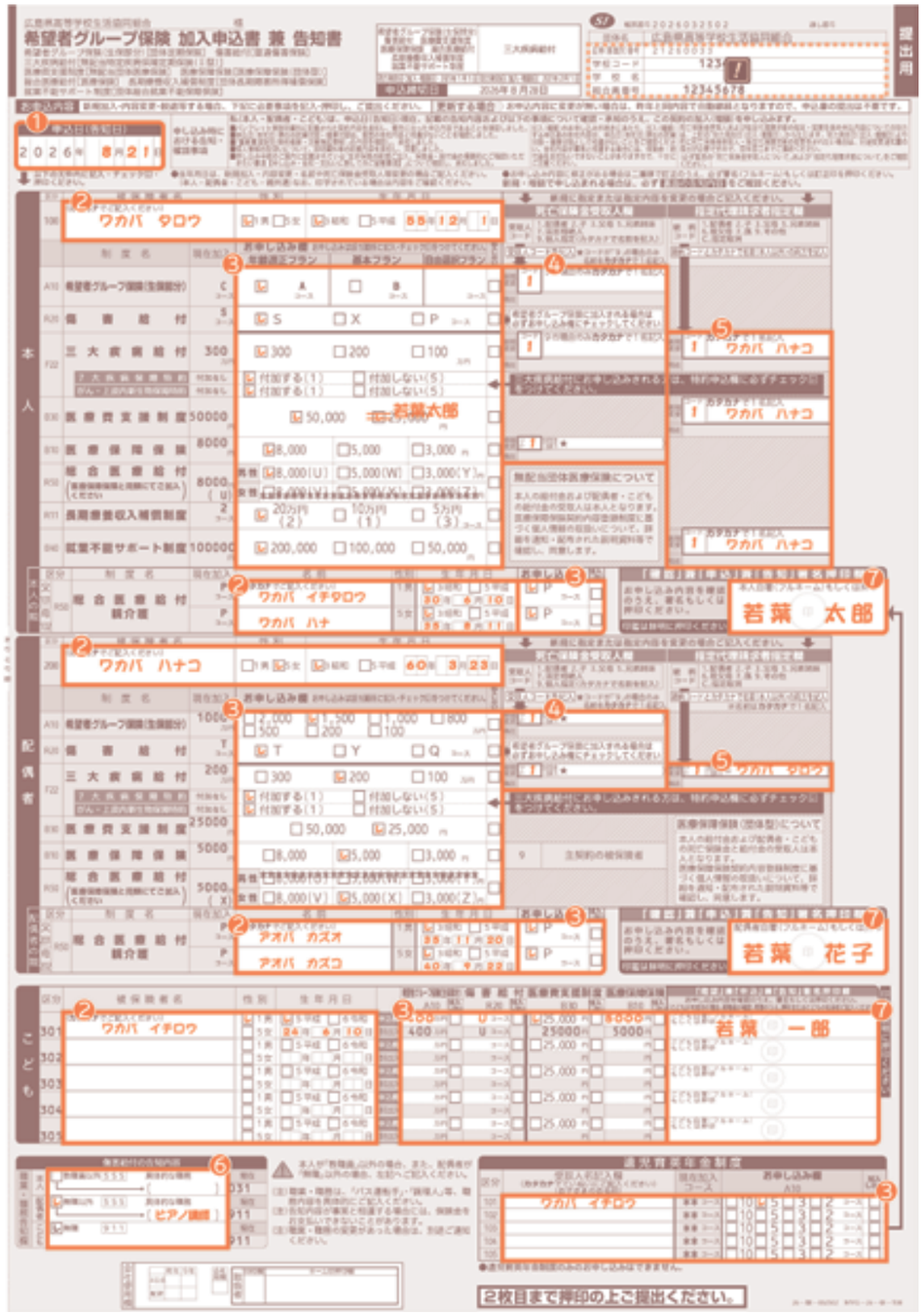

●記入例にそって、もれなく❶～❼に従ってご記入・チェック・押印ください。
●お申し込み内容に修正がある場合は、該当箇所を二重線にて抹消し、訂正内容をご記入・チェックのうえ、必ず署名（フルネーム）もしくは訂正印を押印ください。
●ご記入・チェックは、黒のボールペン（消せるボールペンは不可）をご使用ください。

団体情報欄

●印字されている場合、内容に誤りがないかご確認ください。

❶申込日（告知日）

●必ずご記入ください。

❷名前、性別、生年月日欄

●印字されていない場合、必ず必要事項をご記入・チェック☑をつけてください。
●印字されている場合は、名前（カナ）、性別、生年月日に誤りがないかご確認ください。

❸お申し込み欄

●申込欄記入方法①（本人おすすめ部分）
・記載の年齢適正プラン、基本プランは、加入内容を参考に設定したおすすめであり固有のコース名ではありません。
・ご希望のプランをいずれか一つ選択しご記入・チェック☑をつけてください。なお、同内容で継続する際は現在加入欄と同一のコース・金額・口数にご記入・チェック☑をつけてください。
・自由選択プラン：希望するコース等をご記入ください。
・加入希望なしの際は「加入しない」にチェック☑をつけてください。
●申込欄記入方法②（上記①以外の本人・配偶者・こども）
・申込書提出の際は、すべての商品についてもれなくご記入・チェック☑をつけてください。（加入希望なしの際は「加入しない」にチェック☑）なお、同内容で継続する際は現在加入欄と同一のコース・金額・口数にご記入・チェック☑をつけてください。
●総合医療給付は医療保障保険と同額にてご加入ください。
●総合医療給付 親介護のご加入にあたっては、本人の親は本人の総合医療給付とセットで、配偶者の親は配偶者の総合医療給付とセットでご加入ください。

❹死亡保険金受取人欄

●新規で指定、または変更する場合のみ、受取人コードまたは個人名（カナ）をご記入ください。
●死亡保険金受取人は、配偶者および2親等以内の血族（子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）のなかからご指定をお願いします。

❺指定代理請求者指定欄

●新規で指定、または変更する場合のみ、続柄コードおよび個人名（カナ）をご記入ください。

❻職業・職務告知欄

●職業・職務を告知願います。
●本人が「教職員」以外の場合、また、配偶者が「無職」以外の場合、ご記入・チェック☑をつけてください。
※本人が「教職員」、配偶者が「無職」の場合は記入不要です。

❼「確認」兼「申込」兼「告知」署名押印欄

●本人自署（漢字フルネーム）もしくは押印ください。
※減額・脱退・その他変更の場合も必ず申込日を記入し、本人自署（漢字フルネーム）もしくは申込印を押印ください。

15 退職後のお取り扱いについて

＜ご参考＞『希望者グループ保険』退職後制度のご案内（※退職予定者には2月頃個別にご案内致します。）

ご退職前に現在のご加入内容を見直してみませんか?

※退職後は、現職中加入していない制度への新規加入、現職に加入している保障額より大きな保障のコースへの変更はできません。
※希望者グループ保険（生保部分）は、退職後の継続に際して一部コースの制限があります。
60歳未満の退職後継続：全コース継続可能
60歳以上の退職後継続：Hコース、Iコース、Zコースのみ継続可能

退職後のコースの特徴

詳細は退職時に配布される資料をご確認ください。

Point 1

ご退職後も自動継続(※)で保障を継続できます。（また、内容変更（減額）も可能です。）

※長期療養収入補償制度／短期休職補償制度／就業不能サポート制度は退職後継続できません。
※継続を希望されない場合(退職と同時に脱退)は別途、退職時に配布される退職後継続申出書にてお手続きが必要です。
※定年退職以外(早期退職等)で退職後のコース継続希望の場合は2027年2月末までに広島県高等学校生活協同組合へお申し出ください。お申し出がない場合は保険料控除ができませんので2027年3月末日で脱退となります。
※配偶者も所定の年齢まで継続できます。

Point 2

お手続きが簡単です。（退職時に配布される退職後継続申出書をご提出ください）

※継続にあたっては必ず高校生協の継続手続きが必要となります。

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社（共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用㊟し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

㊟保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（明治安田生命保険相互会社：https://www.meijiyasuda.co.jp/　明治安田損害保険株式会社：https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/）をご参照ください。

－死亡保険金（給付金）受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－

指定された死亡保険金（給付金）受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金（給付金）受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お申込み方法

【希望者グループ保険・希望者グループ保険　傷害給付・医療保障保険・総合医療給付<医療保障保険>・医療費支援制度・就業不能サポート制度・医療保障保険・総合医療給付<総合医療給付>・三大疾病給付・短期休職補償制度・長期療養収入補償制度】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

【長期継続コース】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

加入手続き等に関するお問い合わせ先

広島県高等学校生活協同組合

082-244-2311

〒730-0051　広島県広島市中区大手町３―１３―１８　松村ビル４Ｆ

明治安田生命保険相互会社　中国・四国公法人部法人営業部

082-247-6987

〒730-0035　広島県広島市中区本通６－１１明治安田生命広島本通ビル9階

平日　（土日・祝日、年末年始を除く）

受付時間　9：00～17：00まで

MY-A-26-医-005203 MY-A-26-団医-005204 MY-A-26-DⅠ-005205 MY-A-26-特疾-005206 MY-A-26-定期-005207 MYG-A-26-傷-211
MY-A-26-団-005202 MYG-A-26-L-212 MYG-A-26-S-213 MYG-A-26-医-214